

点検評価ポートフォリオ

大阪市立大学

2022 年 5 月

はじめに

大阪市立大学は、1880 年設立の大阪商業講習所を源流に、1928 年に創立された大阪市立の大阪商科大学を前身として、1949 年、新制の大阪市立大学として発足した公立大学である。発足時は商学部・経済学部・法文学部・理工学部・家政学部の 5 学部であったが、その後、大学院の創設、法文・理工両学部の分離、大阪市立医科大学の編入、学部名の変更、新研究科の設置等あり、現在 8 学部 11 研究科を擁する総合大学である。2006 年に法人化し公立大学法人大阪府立大学が、2019 年 4 月には公立大学法人大阪府立大学と法人統合し公立大学法人大阪が設置する大学となった。

教育の基本方針として、「都市・大阪を背景とした市民の大学という理念に立脚」「人類の幸福と発展に貢献」「様々な分野で指導的役割を果たし、社会で活躍する人材の育成」、研究の基本方針として、「新しい知の創造をめざす独創的で特色ある研究を推進」「都市が抱える様々な課題に取り組み、成果を都市と市民に還元し、地域社会の発展に寄与」「新しい産業を生み出す芽となる研究を推進し、その成果を社会に還元」を掲げ、そのための取り組みについては、設立団体の中期目標、大阪市立大学の理念及び大学憲章に沿った中期計画を策定し、これに基づく年度計画と関連しながら進めている。また、内部質保証については、中期計画、年度計画における点検・評価、教育プログラムごとや全学的な点検・評価を行うことで進めている。

2022 年 4 月の大阪府立大学との統合による大阪公立大学の開学に伴い、今回の大学機関別認証評価が本学最後の受審となるが、教育機関としての体制整備、質保証実質化の取り組みは新大学へ継承している。

現在の中期計画は、2019 年度の法人統合に伴い策定し、第 1 期（2019-2024 年度、6 か年）が進行中である。今回の大学機関別認証評価の対象範囲としては前回受審後の 7 年間がその期間である

が、それは公立大学法人大阪府立大学及び公立大学法人大阪の中期計画にまたがった期間となる。

【中期計画と認証評価（年表）】

	中期目標・中期計画期間 (旧法人・大阪府立大学)	中期目標・中期計画期間 (新法人・大阪府立大学及び大阪公立大学)	大学機関別認証評価 (大阪府立大学)	事項
2006 - 2011	旧法人第1期		受審・認証	法人設立
2012 - 2017	旧法人第2期		受審・認証	
2018	旧法人第3期			評価対象期間
2019		新法人第1期		法人統合
2020				設置認可申請
2021				設置認可
2022			受審	大阪公立大学開学
2023				
2024				

本点検評価ポートフォリオを作成するにあたっては、大阪市立大学計画・評価会議を中心とする内部質保証の体制のもと、その状況を整理し、新大学へ継承した事項についても記述した。これら資料を公表することにより、大学の社会への説明責任を果たすことにつなげたい。

※本報告書記載において、新大学とは大阪公立大学、法人とは公立大学法人大阪、旧法人とは公立大学法人大阪府立大学のことをいう。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 事務組織に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること	32
II 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み 1 「OCU 指標の開発と活用、及び学生の能動的学修支援、教員へのアクティブラーニング 型授業実施支援による学修成果の質保証・向上」	37
取組み 2 「教育評価方針と全学の教育評価計画に基づく、カリキュラム評価の組織的な実施」	38
取組み 3 「英語教育改革（データに基づく英語教育カリキュラム評価と改善）」	39
取組み 4 「医学部医学科における IR 室設置、学生参画型 FD 等の実施」	40
取組み 5 「研究力向上のための全学的取り組み」	41
III 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み 1 「教育改善・FD 宣言に基づく、全学と各部局・部署による FD と SD の実施と評価」	45
取組み 2 「グローバル人材育成に関する取り組み」	46
取組み 3 「人権教育」	47
取組み 4 「防災教育プログラム（防災士養成）」	48
取組み 5 「女性研究者支援」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

大阪市立大学

(2) 所在地

杉本キャンパス：大阪府大阪市住吉区杉本三丁目3番138号

阿倍野キャンパス：大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7-601号

(3) 学部等の構成

学 部：商学部、経済学部、法学部、文学部、理学部、工学部、医学部、生活科学部

研 究 科：経営学研究科、経済学研究科、法学研究科、文学研究科、理学研究科、工学研究科、
医学研究科、看護学研究科、生活科学研究科、都市経営研究科、創造都市研究科

関連施設：医学部附属病院、学術情報総合センター、文化交流センター、
都市健康・スポーツ研究センター、人権問題研究センター、大学教育研究センター、
英語教育開発センター、都市研究プラザ、情報基盤センター、国際センター、
地域連携センター、人工光合成研究センター、健康科学イノベーションセンター、
都市防災教育研究センター、URAセンター、入試センター、複合先端研究機構、
数学研究所、南部陽一郎物理学研究所、附属植物園、先端予防医療部附属クリニック
(MedCity21)、医学部附属刀根山結核研究所

(4) 学生数及び教職員数

学生数（2022年5月1日現在）：学部生 5,000人、大学院生 1,051人

教職員数（2022年3月31日現在）：教員 731人、職員 1,611人

(5) 理念と特徴

大学の普遍的使命－優れた人材の育成と真理の探究－の達成

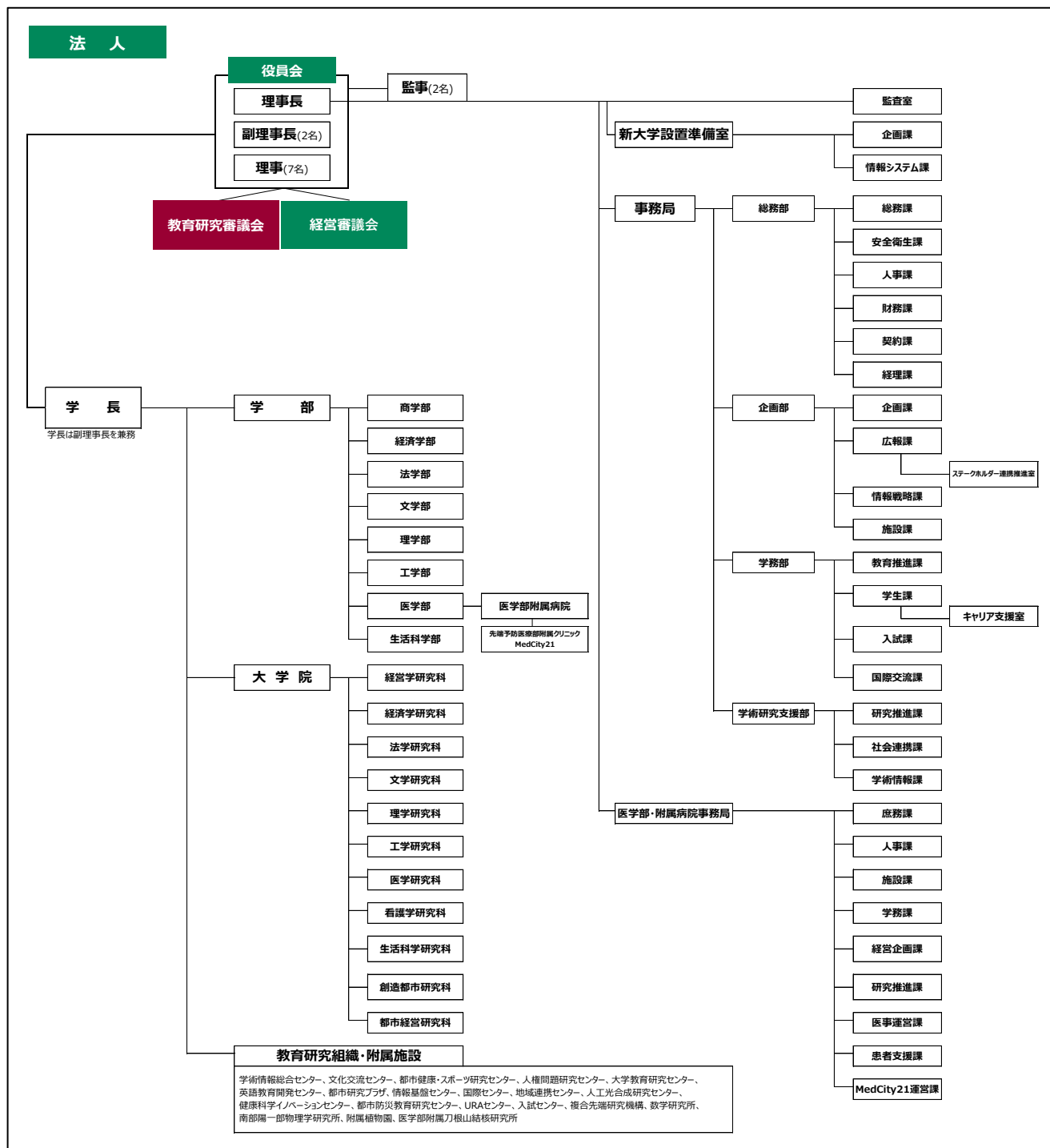
市民の誇りとなる大学

- ・都市を学問創造の場としてとらえ、都市の諸問題に英知を結集して正面から取り組む。
- ・教育及び研究の成果を都市と市民に還元し、地域社会及び国際社会の発展に寄与する。

市民に親しまれる大学

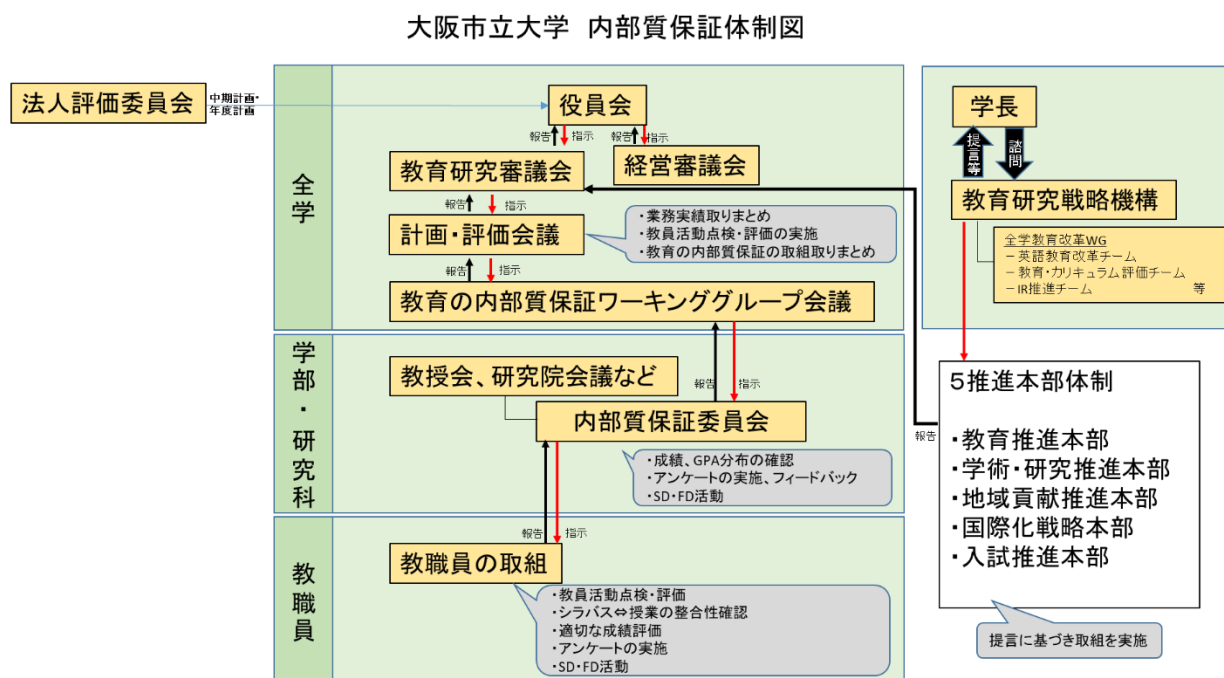
- ・都市型総合大学として、都市・大阪の伝統と文化を継承する。
- ・自由で創造的な教育と研究及び高水準の医療を推進する。
- ・市民とともに、都市の文化、経済、産業、医療などの諸機能の向上を図り、真の豊かさの実現をめざす。

(6) 大学組織図 (2022.3.31 現在)



大阪市立大学は、上記の組織図にある通り 8 学部 11 研究科で構成されている。また、大学及び研究の附属組織も多く存在する。これらの運営のために事務組織も細かく分かれ、適切な大学運営を行っている。

(7) 内部質保証体制図 (2022. 3. 31 現在)



上記の内部質保証体制図は、本学の全学的な自己点検・評価活動の組織系統を示したものである。

本学は、学長が議長である「計画・評価会議」が中心となって、計画・評価の大方針を定め、自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価の実施体制は、大きく三つの階層からなり、「教職員単位」「学部・研究科単位」「全学単位」で、各階層の委員会等の会議体・主体がそれぞれ対応している。

例えば、教職員単位では教員個人が自己の活動点検・評価を行ったり、シラバス記載内容との実際の授業の整合性が取れているかを確認したり、成績評価を適切に行っているかを振り返ったりする。学部・研究科単位では、内部質保証委員会において成績や GPA の分布を確認し、授業内容や成績評価に著しい問題がないかを確認したり、授業アンケートのフィードバックを行い教員の授業の改善を促したりする。全学単位では、中期計画や年度計画に対する業務実績、教員活動点検・評価の実施状況、教育の内部質保証の取り組み等を取りまとめ、点検し、質保証の推進を行っている。

教職員個人で行った教育方法の有用性の検証は組織単位での委員会である学部の内部質保証委員会等で集約され、改善方法の議論を行い、それらはさらに教育の内部質保証ワーキンググループ会議を通じて全学単位の計画・評価会議（拡大）に報告される。教育研究活動の内部質保証に関しての最終責任者である学長は、各主体に対して検証結果に基づき改善に向けた指示を出すという体制を構築している。

大学の目的

法人の目的は、定款第1条（目的）に、本学の目的は、大学学則及び大学院学則第1条（目的）に規定されている。

（1）公立大学法人大阪定款

（目的）

第1条 この公立大学法人は、豊かな人間性と高い知性を備え応用力や実践力に富む優れた人材の育成と真理の探究を使命とし、広い分野の総合的な知識と高度な専門的学術を教授研究するとともに、都市を学問創造の場と捉え、社会の諸問題について英知を結集し、併せて地域・産業界との連携のもと高度な研究を推進し、その成果を社会へ還元することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学及び高等専門学校を設置し、及び管理することを目的とする。

（2）大阪市立大学学則

（目的）

第1条 大阪市立大学（以下「大学」という。）は、学術研究の中心として深く専門の学芸を研究し、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に従い高い学問的教養を授けるとともに、人格の向上を図ることを目的とする。

（3）大阪市立大学大学院学則

（目的）

第1条 大阪市立大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学は、1880 年に開所された大阪商業講習所から数えると 140 年を超える歴史を刻んできたが、直接の前身校の一つである大阪商科大学が、大阪市民の期待を背景に日本で最初の市立の大学として創設されたのは 1928 年のことである。大阪商科大学創設にあたり、当時の大阪市長關一は「大学は都市とともに、都市は大学とともに」をモットーに掲げ、今日までの大阪市立大学発展の基盤を築いた。1949 年、大阪市立大学は新制大学制度のもと、公立大学としては唯一、総合大学にふさわしい規模をもつ大学として誕生した。発足時は商学部・経済学部・法文学部・理工学部・家政学部の 5 学部であったが、その後、大学院の創設、法文・理工両学部の分離、大阪市立医科大学の編入、学部名の変更、新研究科の設置等あり、現在 [8 学部 11 研究科](#) を擁する総合大学である。

2006 年には、公立大学法人大阪市立大学として新たな一歩を踏み出し、歴史と伝統を礎として、理念に掲げた「大学の普遍的使命－優れた人材の育成と真理の探究－の達成」に取り組むと同時に、都市大阪にある総合大学として、都市を学問創造の場としてとらえ、独創的で特色ある教育・研究を推進する「都市型総合大学」として発展を目指してきた。

2010 年 3 月には「[大阪市立大学憲章](#)」を策定し、本学の目指すべき姿を公表している。その中で「市井の精神に発した、自主独立・自由進取の気風あふれる建学の伝統と、国際的にしてかつ個性的な研究及び、高度にしてかつ闊達な教育環境を有する国内有数の大学」であることを踏まえ、「真善美の価値判断を身につけ、英知と市民的公共性を備えた有為な人材を育成するとともに、基盤研究を重視しつつ、都市に収斂するあらゆる現代的諸問題を、人類普遍の喫緊の課題の一つととらえ、大阪市をはじめとする地域社会と連携しつつ、不断に創造的な思考を重ねていくことによって、その解決に邁進すること」を行動指針としている。

学則第 1 条第 1 項において、学術研究の中心として深く専門の学芸を研究し、かつ、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定に従い高い学問的教養を授けるとともに、人格の向上を図ることを目的として定めている。さらに学部、学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、学則第 1 条第 2 項の規定に基づき「[人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的](#)」に[関する規程](#)において定めている。

2) 組織

公立大学法人大阪組織規程第 7 条第 2 項、学則第 2 条第 1 項及び第 2 項において次の 8 学部 24 学科を置くことを定めている。

商学部（商学科、公共経営学科）、経済学部（経済学科）、法学部（法学科）、文学部（哲学歴史学科、人間行動学科、言語文化学科、文化構想学科）、理学部（数学科、物理学科、化学科、生物学科、地球学科）、工学部（機械工学科、電子・物理工学科、電気情報工学科、化学バイオ工学科、建築学科、都市学科）、医学部（医学科、看護学科）、生活科学部（食品栄養科学科、居住環境学科、人間福祉学科）

また、学部における教員組織等については、学則 40 条第 1 項において大学の教育研究の発展に資するため教員組織として研究院をおき、研究院規程において教育研究の円滑な遂行に必要な教員体制の構築を図ることを任務として定めている。

3) 収容定員

入学定員及び収容定員は、学則第 2 条に基づき学部及び学科ごとに定めている。また、入学定員充足率については、適切な水準で推移しており、毎年作成している「[データで見る大阪市立大学](#)」において過去 5 年分を公表している。

4) 大学等の名称

学部等の名称は、[各学部の教育研究上の目的及び人材養成上の目的](#)に鑑みて、適当である。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	憲章に基づく行動指針のための組織構成が適切になされている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	● 学則第1条 ● 理念、基本方針、ポリシー等
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	● 学則第1条 ● 理念、基本方針、ポリシー等
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	● 「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する規程 ● 教育研究上の目的
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	● 公立大学法人大阪組織規程第7条 ● 学則第2条 ● 学則第39条、40条 ● 研究院規程 ● 教員数
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	● 学則第2条
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	● 学則18条の2
⑦	第十八条（収容定員） 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	● 学則第2条 ● 収容定員（各年次の入学定員の和） ● データで見る大阪市立大学2021年版 （p.23）
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	● 「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する規程 ● 教育研究上の目的

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 大学院の目的 前項にも記載したとおり本学は 1949 年に新制大学制度のもと、公立大学としては唯一、総合大学にふさわしい規模をもつ大学として誕生し、1953 年に大阪市立大学大学院を創設し、経営学・経済学・法学・文学・理学・工学・家政学の 7 研究科修士課程及び経済学・法学の 2 研究科博士課程を設置した。その後、2003 年には、既存の大学院研究科では取り上げてこなかった「都市」をキーコンセプトに、21 世紀の都市機能が要求する諸問題の探求とその解決を志向する、実学志向の強い課題解決能力を身につけた高度専門職業人養成を目的とした社会人大学院として創造都市研究科を設置し、2018 年には、新しい時代の要請であるイノベーションとサステナビリティを 2 つのキーコンセプトとした都市経営研究科へ改組した。2004 年には、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指し法学研究科法曹養成専攻を設置した。その他にもさまざまな過程を経て現在の姿となった。 2010 年に策定した「大阪市立大学憲章」では、高度に専門性を深め、幅広い知識を備えてそれらを融合しうる研究者や職業人など社会に貢献できる人材を養成することを大学院教育の目標としており、本学大学院の目的は「学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と大学院学則第 1 条に定めている。さらに課程ごとに人材育成の目標像を公表している。 2) 組織 大学院学則第 2 条において課程は博士課程とし、一部の研究科・専攻においては修士課程及び専門職学位課程とすることや、修業年限及び長期にわたる教育課程の履修について定めている。また、公立大学法人大阪組織規程第 7 条第 2 項及び大学院学則第 3 条において 11 研究科 26 専攻を置くことを定めている。 3) 収容定員 入学定員及び収容定員は、大学院学則第 3 条において課程、研究科及び専攻ごとに定めている。また、入学定員充足率については、毎年作成している「データで見る大阪市立大学」において過去 5 年分を公表している。	本学では教育研究戦略機構が主体となり、大学院の収容定員等について検討を行い、2018 年 2 月に学長へ大学院定員充足率の改善について提言を行った。その後、学長の指示により教育担当副学長が教育研究評議会（2018 年 2 月開催）において全研究科に検討を始めるよう依頼した。これにより一部の研究科では前期博士課程の入学希望者のニーズの高まりを踏まえ研究科全体の収容定員数の見直し等を行ったものの、十分な改善とまではいかなかった。 このような状況を受け、新大学大学院では開学に向け入学意向を把握するため、大阪市立大学・大学院及び大阪府立大学・大学院の在学生や卒業生等にアンケート調査を実施（4.設置の趣旨等を記載した書類「学生の確保の見通しを記載した書類」pp.186-257）した。さらに社会のニーズにしっかりと適合するものであるよう、在学生、卒業生の多くが就職先として選択する団体・企業等についても、大学及び学生への意識を理解するため調査も実施した。その結果を踏まえ社会ニーズと社会への有為性の認知に努めながら、できる限り既存定員の維持を図りつつも、必要な定員見直しを行い、その上で、魅力ある教育課程、経済的な要因により進学を断念する学生の負担低減のための措置、社会人大学院生が働きながら修学機会を確保できるようなカリキュラム等の工夫に努めることにより、学生の確保に努めていく計画とした。 4) 大学等の名称 研究科等の名称は、各学部教育研究上の目的及び人材育成上の目的に鑑みて、適当である。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	入学意向の把握のためにアンケート調査を実施し、社会のニーズに適する収容定員の見直しを図っている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	● 大学院学則第1条 ● 理念、基本方針、ポリシー等
	大学院設置基準	
②	第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	● 「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する規程 ● 教育研究上の目的
③	第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	● 大学院学則第2条
④	第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。	● 大学院学則第2条
⑤	第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。	● 大学院学則第2条
⑥	第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。	● 公立大学法人大阪組織規程第7条 ● 大学院学則第3条 ● 研究院規程 ● 教員数
⑦	第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。	● 大学院学則第3条
⑧	第十条（収容定員） 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数収容定員に基づき適正に管理するものとする。	● 大学院学則第3条 ● 収容定員（各年次の入学定員の和） ● データで見る大阪市立大学2021年版 （p.23）
⑨	第二十二條の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	● 「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する規程 ● 教育研究上の目的

ロ 教員組織に関すること（①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 教授会等

学則第 41 条に基づき、各学部教授会、各センターには教員会議又は研究員会議を設置している。定例的に会議を開催し、教授会では、学則第 42 条に基づき、研究に関する事項、学位の授与に関する事項、学科、課程及び履修方法に関する事項、学生の入学、留学、大学、卒業に関する事項、学長及び学部長に述べる意見に関する事項等、教育活動に係る重要事項を審議している。学長及び学部長に述べる意見に関する事項については、新大学の大阪公立大学教授会規程第 3 条においても明記している。

2) 教員組織

教員の所属は、2001 年の大学院重点化に伴い大学院を部局とする組織に変更し、学部から大学院研究科に移行した。2015 年には学部・研究科といった教育組織から分離し、新設した教員組織である研究院に所属することとした。研究院は、教員の研究の専門分野に応じて編成した組織であり、各教員はいずれかの研究院に属し基本的には学部・研究科等の教育研究を担当する。学則第 40 条に基づき研究院規程を定め、研究院規程第 2 条において高等教育研究院・社会科学系研究院・法学研究院・文学研究院・理学研究院・工学研究院・医学研究院・看護学研究院・生活科学研究院・先端研究院の 10 研究院を設置している。研究院では、公立大学法人大阪人事計画策定会議の策定する人事計画に沿って、学部・研究科のニーズの把握や教育研究の向上、柔軟性の高い教員人事に資する取り組みを図り全学的な教員人事の具体化を進めている。

各学部には学部長と副学部長を配置し、責任の所在を明確にしている。また、入試や教務等の大学運営に係る全学委員会については、毎年度一括で委員の推薦を依頼したうえで教員を配置することで、偏りなく業務分担ができる仕組みを設けている。

3) 教員の選考、専任教員数、年齢等

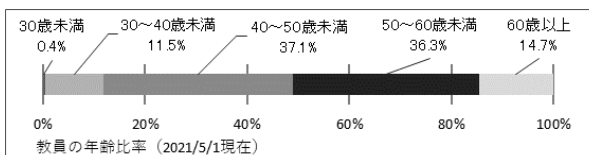
研究院における人事（採用・昇任等）は、法人の中期計画や戦略に沿って、教職員人事の方針や計画を策定することを目的として設置されている公立大学法人大阪人事計画策定会議の部会である市立大学部会において行っている。なお、採用及び昇任に係る選考は、大阪市立大学教員選考基準又は大阪市立大学医学研究科教員選考基準に沿って行っている。各学部における専任教員数は表が示すとおり、大学設置基準に定められる必要人数以上を配置して

いる。年齢構成についてはホームページや「データで見る大阪市立大学」に掲載しており、グラフの通り偏ることのない構成となっている。

<学部別>

学部名	専任教員数	教授	准教授	基準数
商学部	32	19	13	19
経済学部	29	21	8	15
法学部	35	22	13	14
文学部	67	37	27	21
理学部	106	53	40	36
工学部	105	52	34	47
医学部医学科	246	45	67	140
医学部看護学科	21	9	7	12
生活科学部	45	20	18	21
計	686	278	227	325

専任教員数（2022/3/31現在）



また、本学では女性教員や外国人数員の比率の向上にも取り組んでおり、特に女性教員比率の向上に関する取り組みについては基準 3 でも取り上げている。

本法人第一期中期計画（No.83）に基づき、今後も女性研究者の採用や上位職階への登用をより一層促進し、男女共同参画の取り組みを長期的な計画で推進していく。

4) 授業科目の担当

本学で提供する授業科目は、全学共通科目・専門教育科目・教職に関する科目及び副専攻に関する科目からなる。全学共通科目は、総合教育科目、基礎教育科目、外国語科目、健康・スポーツ科学科目の 4 種に分かれており、専任教員だけでなく、より幅広い科目を学生に提供するため非常勤教員も担当している。専門教育科目については、授業担当者も含め各学部で定め、履修要覧等で開示しており、主に専任教員が担当している。

専門教育科目における必修科目を中心に教育上主要と認める授業科目を定義付け、これらについては主に専任教員が担当している。その中で教授・准教授が担当する科目は約 87%で、教員を適切に配置できている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	人事委員会が全学組織として位置づけられており、規模の大きな大学であるものの、すべての部局における人事が全学的な基準・視点で行われている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	● 学則第 41 条、第 42 条 ● 大阪公立大学教授会規程 第 3 条
	大学設置基準	
②	第七条（教員組織） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること	● 学則第 40 条 ● 研究院規程 ● 教職員数 ● 研究院別・職階別 専任教員の年齢別構成比率
③	第十条（授業科目の担当） 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。	● 各学部開講科目表（例. 商学部 時間割表開講科目表 (pp. 6-9)）
④	第十二条（専任教員） 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。	● 公立大学法人大阪教職員就業規則（第 3 章）
⑤	第十三条（専任教員数） 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。 ※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること	● 認証評価共通基礎データ

口 教員組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 研究科教授会

大学院学則第 37 条に基づき、各研究科に研究科教授会を設置し定例的に開催しており、研究及び教授に関すること、学位の授与に関すること、課程及び専攻に関すること、学生の入学退学に関すること、教育研究審議員の選挙に関すること等を審議しており、学長及び研究科長に意見を述べる場としての機能も有している。学長及び学部長に述べる意見に関する事項については、新大学の[大阪公立大学教授会規程第 3 条](#)においても明記している。

2) 教員組織

前項でも述べた通り、本学には高等教育研究院・社会科学系研究院・法学研究院・文学研究院・理学院・工学研究院・医学研究院・看護学研究院・生活科学研究院・先端研究院の 10 研究院を置き、各教員はいずれかの研究院に属し基本的には学部・研究科等の教育研究を担当する。

また、各研究科には研究科長を置き、組織的な教育が行われるよう連携体制を整備している。

3) 教員の選考

研究院における人事（採用・昇任等）は、法人の中期計画や戦略に沿って、教職員人事の方針や計画を策定することを目的として設置されている[公立大学法人大阪人事計画策定会議](#)の部会である市立大学部会において行っている。なお、採用及び昇任に係る選考は、[大阪市立大学教員選考基準](#)又は[大阪市立大学医学研究科教員選考基準](#)に沿って行っている。また、任用選考要項や募集要項等に、研究指導に関する条件を記載し、それを満たす教員を指導教員として配置している。

本学では、文部科学省の科学技術人材育成費補助事業に採用された「[テニユアトラック普及・定着事業](#)」を推進しており、若手研究者が公正で透明性の高い選考や審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付きの雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる仕組みを整えている。これまで計 6 名のテニユアトラック教員を採用し、うち 5 名を本学の准教授として採用、1 名は他大学准教授として転出した。

また、若手研究者が安定かつ自立して研究を推進できる環境の実現と、若手研究者の新たなキャリアパスの提示を目的とする文部科学省の事業である「[卓越研究員事業](#)」も展開している。これまでに 11 ポストの提示を行い、2016 年度に 1 名、2017 年度に 1 名、2019 年度に 2 名、2021 年度に 1 名の卓越研究員を採用した。

4) 教員の配置

大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員について、基準数及び実際の配置人数は、以下の表の通りであり、大学院設置基準に沿った適切な人数を配置している（数字は 2022 年 3 月 31 日現在）。

研究科	研究指導教員 基準数（うち教授）	研究指導補助 教員基準数	基準数計	研究指導教員・研究指 導補助教員配置数 （うち教授）
経営学研究科	5 (4)	4	9	32 (19)
経済学研究科	5 (4)	4	9	29 (21)
法学研究科	5 (4)	5	9	25 (13)
文学研究科	13 (10)	11	24	67 (37)
理学研究科	16 (12)	5	21	106 (53)
工学研究科	28 (19)	2	30	98 (52)
医学研究科	6 (4)	6	12	246 (45)
看護学研究科	6 (4)	6	12	16 (9)
生活科学研究科	8 (6)	0	8	42 (20)
都市経営研究科	5 (4)	3	9	15 (6)

前期博士課程・修士課程における研究指導教員数、研究指導補助教員数

研究科	研究指導教員 基準数（うち教授）	研究指導補助 教員基準数	基準数計	研究指導教員・研究指 導補助教員配置数 （うち教授）
経営学研究科	5 (4)	4	9	32 (19)
経済学研究科	5 (4)	4	9	29 (21)
法学研究科	5 (5)	5	10	35 (22)
文学研究科	13 (10)	11	24	65 (37)
理学研究科	12 (9)	9	21	106 (53)
工学研究科	16 (12)	12	28	78 (52)
医学研究科	35 (24)	25	60	246 (45)
看護学研究科	6 (4)	6	12	16 (9)
生活科学研究科	4 (3)	2	6	38 (20)
都市経営研究科	5 (4)	4	9	13 (6)

後期博士課程・博士課程における研究指導教員数、研究指導補助教員数

研究科（専攻）	専任教員		うち実務家専任教員数 （みなし専任教員を含む）	
	必要数 （うち教授）	配置数 （うち教授）	必要数	配置数
法学研究科（法曹養成専攻）	12 (6)	12 (9)	3	3

専門職学位課程における専任教員数、実務家専任教員数

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	人事委員会が全学組織として位置づけられており、規模の大きな大学であるものの、すべての部局における人事が全学的な基準・視点で行われている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	第八条（教員組織） 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること	● 大学院学則第 37 条 ● 研究院規程第 2 条 ● 教職員数 ● 研究院別・職階別 専任教員の年齢別構成比率
②	第九条（教員組織） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。 ※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること	● 大阪市立大学教員選考基準 ● 大阪市立大学医学研究科教員選考基準
③	第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。 ※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること	● 認証評価共通基礎データ

ハ 教育課程に関すること（①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜 本学では法人第一期中期計画（No.46）に基づき、高大接続改革の方針及び入試制度等の変更を踏まえながら、アドミッション・ポリシーに沿った意欲のある優秀な学生を受け入れるため、入学者選抜が有効に機能しているかどうかを常に点検するアドミッションセンター機能を充実し、選抜方法の改善を図っている。一般選抜、専門学科・総合学科卒業生選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、国際バカロレア選抜、帰国生徒選抜、社会人選抜、編入学・学士入学選抜、私費外国人留学生選抜、外国政府推薦型選抜等、学部の特徴に応じた様々な選抜方法を採用している。 入試推進本部において本学における学生の受入れに係る自己点検・評価を行い、入試の実施に関する具体的な業務を遂行するため、入試センターや学部入試出題・採点委員会、入試専門委員を設置しており、入試センターの下には入試実施委員会を置いている。 新入試制度に対応したインターネット出願のシステムを導入したり、新型コロナウイルス感染症に配慮した入学者選抜実施案を策定したりする等、従来とは異なる柔軟な対応も行っている。 2) 教育課程の編成、授業等 本学で提供する授業科目の区分は学則第 18 条及び第 19 条の定めにより、全学共通科目・専門教育科目・教職に関する科目及び副専攻に関する科目としている。また、学則第 2 条に基づき各学部・学部に置く講座又は学科目を定めている。大学、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要なこれらの授業科目を体系的に編成し、大学及び各学部が定めるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を実施している。これらの体系的な教育課程は学修マップ等により公表している。 各授業科目及びその単位数については、全学共通科目履修規程、各学部履修規程及び副専攻規程で定めている。 授業時間については、反転授業やアクティブラーニングの導入等による授業方法の転換を促進し、学生自らが思考する授業によってより充実した学修ができるよう、セメスター制で 1 コマ 100 分（新大学では 90 分）の授業を、試験期間を含み 16 週確保した学年暦を作成し、全学行事とともに公開している。なお、2020 年度、2021 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業開始日や授業形態が変更になったものの、学生には都度学内 WEB サイトやメール等を通じて伝達を行った。	学則第 19 条の 2 に規定されているように、授業は講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれか又は併用により行うものとし、本学で 2021 年度に開講した科目の内訳は、講義科目 41%、演習科目 25%、実験実習科目 9%、その他混合科目 25%である。 なお、CAP 制については、一部の学部で導入しているが、新大学では全学部において取り入れている。 3) 成績評価基準、卒業認定基準 成績評価基準は、ディプロマ・ポリシー及び学則に基づき全学共通科目履修規程及び各学部履修規程等で定め、試験方法や成績評価方法の情報を各学部要覧やシラバス等に記載し、学生に向けて周知している（例、商学部要覧 p.10、シラバス）。成績評価に関して学生に対する説明責任を果たすことを目的に、大阪市立大学における成績評価異議申立に関する規程において異議申立の手続きに関する事項を定め、適切な措置を取るための体制を整備しており、新大学においても同様に「大阪公立大学における成績評価異議申立に関する規程」を定めている。 また、卒業認定基準については学則第 25 条に基づき、所定の期間在学して、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、所定の卒業資格を得た者に対し、教授会の審議を経て学長が認定している。これらについても各学部要覧等に記載し、十分に周知している。 基準 2 でも触れるが、教育推進本部を中心とした検討体制により、全学的教育改革の一つである英語教育改革を 2019 年度から本格実施した。統一テキストの採用及びシラバスの標準化及び評価のための標準ルーブリックの採用等共通の基準を定め、教育効果を可視化する仕組みを整えている。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	ポリシーに沿い、多様な入学者選抜を実施し、適切な教育課程、成績評価、卒業認定を行っている。
改善を要する点	新大学の発足も見据え、複数教員が同一科目の評価を公平に行うための評価の共通認識を持つことが今後の課題となっていく可能性がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 ※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること	● 学則第 10 条 ● 入試推進本部規程 ● 入試センター規程
②	第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	● 学則第 18 条 ● 学則第 25 条
③	第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。	● 学則第 19 条 ● 各学部要覧（例. 商学部）
④	第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	● 学則第 19 条 ● 全学共通科目履修案内 ● 各学部要覧（例. 商学部） ● 各学部シラバス（例. 商学部）
⑤	第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。	● 学則第 4 条、第 5 条、第 6 条 ● 学年暦
⑥	第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。	● 学年暦
⑦	第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。	● 学則第 19 条の 2
⑧	第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること	● 学則第 25 条 ● 学位規程 ● 各学部要覧（例. 商学部） ● 各学部シラバス（例. 商学部）
⑨	第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。	● 各学部要覧（例. 商学部） ● 各学部シラバス（例. 商学部）
⑩	第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。	● 各学部要覧（例. 商学部）

ハ 教育課程に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜 学部と同様に、法人第一期中期計画（No.46）に基づき、アドミッション・ポリシーに沿った意欲のある優秀な学生を受け入れるため、入学者選抜が有効に機能しているかどうかを常に点検するアドミッションセンター機能を充実し、選抜方法の改善を図っている。 大学院入試では、一般選抜の他、推薦入学特別選抜、外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜等の選抜方法を導入している。また、10月入学の制度も設けており、理学研究科（前期博士課程）の外国人留学生特別選抜、理学研究科・工学研究科（後期博士課程）の一般選抜、外国人留学生特別選抜及び社会人選抜、医学研究科（博士課程）の外国人留学生特別選抜で実施している。以上のように、研究科の特色に応じた様々な選抜方法を採用している。 大学院入学者選抜については、全体の方針を入試推進本部において決定し、実施体制を各研究科が定めたうえで実施し、入試推進本部が総括している。 2) 大学院教育課程 本学では、各研究科が定めるディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成・実施している。 授業科目は大学院学則第13条第1項及び第2項の定めにより、各研究科教授会の審議を経て研究科長が定める授業科目と、大学院共通教育科目規程において定められる大学院共通教育科目がある。 特色ある課程としては、創造都市研究科を継承し、2018年に開設した社会人向け大学院である都市経営研究科が挙げられる。ワークショップ、課題演習、研究指導という三段階構成による参加型科目を提供し、社会人が自分の研究を論文やリサーチペーパーにまとめることができる。梅田サテライトというアクセスのよい場所で、平日夜2日と土曜日のみの受講で修了が可能となっている。 その他、経営学研究科には「学部・大学院5年教育プログラム」があり、商学部の成績優秀な学生については、4年次生で大学院前期博士課程の授業を履修し、学部卒業後に大学院前期博士課程に進学することができる制度を設けており、このプログラムの運用を受けた学生は大学院前期博士課程を1年で修了することが可能となる。	3) 授業の方法、研究指導 大学院学則第13条の3に規定されているように、授業は講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれか又は併用により行うものとし、授業を適切に提供している。 また、大学院生の研究指導については大学院学則第19条において定めている。研究指導教員及び研究指導補助教員による研究の複数指導体制を確立しており、特に理系研究科においては、一人の学生に対して複数の教員が関わる仕組みを構築している。論文審査にあたっては、主査・副査の役割を分担し、複数教員の目による評価が行われている。新大学では全研究科において研究指導のプロセスや計画の例示を作成・明示している（例、経済学研究科要覧 p.23）。 また、本学では「科学」と「科学者（研究者）」のあり方について自ら考えるための機会を提供するため、研究倫理に関する科目を大学院共通科目として開講しており、学生は専攻の垣根を超えて受講することができる。研究倫理の科目については、重要度の高いものとして位置付け、新大学において必修共通教育科目としたが、本学では必修でないため新入生向けに履修を促すアナウンスを行った。 4) 成績評価基準、修了認定基準 成績評価基準はディプロマ・ポリシーに沿って定められており、成績評価方法や試験方法等の情報をシラバスに記載する等して周知している。学位論文に係る評価基準は、ホームページ（6 卒業（修了）認定基準等「学位論文評価基準」）においても公表している。 また、修士課程、博士課程、専門職学位課程の修了要件については、大学院学則第20条、第22条及び第23条において定めており、各研究科要覧にも記載し、十分に周知している。これらの修了要件を満たした者に対し、研究科教授会の審議を経て、その意見を聴いたうえで学長が修了を認定している。 2015年度受審の大学機関別認証評価において、一部の研究科で学位論文に係る審査基準を明示できていなかったが、現在は全研究科の学位論文の評価基準を前述のとおり明示している。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	ポリシーに沿い、多様な入学者選抜を実施し、適切な教育課程、成績評価、卒業認定を行っている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	● 大学院学則第 6 条 ● 入試推進本部規程
②	第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	● 大学院学則第 13 条 ● 大学院学則第 23 条
③	第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。	● 大学院学則第 13 条 ● 各研究科要覧（例. 経済学研究科要覧 p. 23 ） ● 各研究科シラバス
④	第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。	● 大学院学則第 19 条 ● 大阪公立大学 各研究科要覧
⑤	第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項を参照すること	● 大学院学則第 20 条、第 22 条、第 23 条 ● 学位規程 ● 各研究科要覧（例. 経済学研究科要覧 p. 23 ） ● 卒業（修了）認定基準等「 学位論文評価基準 」
⑥	第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。	● 大学院学則第 4 条、第 13 条～第 18 条、第 29 条 ● 大学院学則第 4 条、第 5 条、第 6 条 ● 学年暦 ● 各研究科要覧（例. 経済学研究科要覧 p. 23 ）

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 校地、校舎、運動場、施設・設備等

[杉本キャンパス](#)、[阿倍野キャンパス](#)、[梅田サテライト](#)の他、いくつかの学外施設から構成されており、校地面積は288,495㎡、校舎面積は246,504㎡である。研究室、講義室、演習室、実験室、基礎教育実験棟、情報処理施設、語学学習施設、自習室、集会室等、教育研究に使用する施設を保有している。また、広大な運動場や体育館を杉本キャンパスに保有し、阿倍野キャンパスに通う学生も使用している。学生福利厚生施設、部室等も完備しており、学生が充実した活動を行える環境を整えている。さらに阿倍野キャンパスには医学部附属病院を置く等、必要に応じた施設・設備を整備している。

キャンパス整備計画については2008年11月に「キャンパスプラン2008」を策定し、計画的に改築・補強・老朽改修を行った。また、旧法人第三期中期計画においては施設整備費補助金の計画を策定し、設立団体と協働して施設の安全性確保、維持に努めた。また、施設の有効利用を図るための委員会（部会）を設置し、効率的な施設配置を実現するために低利用施設を活用した学内での施設再配置を行うとともに全学的な施設のルール・システム作りに取り組んでいる。さらに、学生と協働した施設改修の実施例として[トイレ改修](#)が挙げられ、学生の声を反映する体制も整っている。

施設・設備における耐震化については、阿倍野キャンパスでは完了し、杉本キャンパスにおいては、建替と耐震補強を順次行い、2022年3月時点で耐震化率95.4%（法対象施設）となっている。なお、昇降機設備についても、順次耐震化を行っている。

また、2015年度受審の大学機関別認証評価において指摘された「学生課外活動施設の老朽化」への対応として、改めて施設の検証を実施し、安全性の観点で懸念の大きい施設（部室棟）について新築による耐震化対応及び安全面での充実を計画し、2020年10月に竣工した。今後は、法の対象とならない小規模施設等についても、順次耐震化を図るとともに、大規模空間の天井耐震化にも取り組んでいる。

計画改修により、学舎の外壁や屋上防水の改修並びに空気調和設備、受変電設備、給排水設備等の改修、更新を実施している。

また、旧法人の中期計画と連動した大阪市立大学施設整備計画を大阪市の承認のもと作成し、計画的、効果的な施設整備を実施している。

こうした取り組みにより、建物の良好な維持管理に努めている。

2) 学術情報総合センター（図書館）

杉本キャンパスにある[学術情報総合センター](#)は1996年に開設した230万冊の収容可能な大規模図書館で、2021年3月時点で216万冊の資料を配架し利用に供している。1475席の閲覧席や大小のグループ学習室、閲覧個室、AVホールに加え、ラーニング・コモンズ、PCルーム等あらゆる学習・研究スタイルに合わせた環境を整備し、学生・教職員の教育・研究活動に寄与している。Wi-Fi環境を整え、PCの貸出サービスを行う等ICT環境整備に力を入れる他、2017年に開設したアカデミック・コモンズ内に[OCUラーニングセンター](#)（教育開発支援室）の相談窓口である「MA-NAVI場」を設置する等、学修支援活動の場としても機能している。阿倍野キャンパスにある[医学分館](#)も医学・看護学分野の資料18万冊を利用提供する他、閲覧席（387席）、「i-コモ」（ラーニング・コモンズ）、グループ学習室の充実及びICT環境の整備を図っており、学生・教職員の学習・研究を支えている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	施設・校地は法令により求められる基準を充足し、それらが計画的に維持されている。
改善を要する点	効率的な施設整備改修に向け、大学再編に伴う施設の再配置を早急に定め、計画的な対応を行う必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第三十四条（校地） 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。 ※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること	● 公立大学法人大阪定款第 25 条 ● キャンパスマップ
②	第三十五条（運動場） 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。 3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。 二 校舎から至近の位置に立地していること。 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。	● 公立大学法人大阪定款第 25 条 ● キャンパスマップ
③	第三十六条（校舎施設等） 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。 一 学長室、会議室、事務室 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。） 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。 6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜間講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。 ※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること	● 公立大学法人大阪定款第 25 条 ● キャンパスマップ ● Campus Life—学生生活ガイド— (pp87-92) ● 学術情報総合センター施設案内
④	第三十八条（図書等の資料及び図書館） 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。 ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること	● 公立大学法人大阪定款 ● 学術情報総合センター ● 学術情報総合センターライブラリーサービス ● 図書館・情報サービス
⑤	第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。 ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること	● 教育研究組織・附属施設 基礎教育実験等

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 事務組織

本学では、事務運営組織として、p.3「大学組織図」の事務部門のとりの組織構成となっている。

[公立大学法人大阪定款](#)、学則、大学院学則等の規程に基づき、「役員会」、「経営審議会」、「教育研究審議会」を設置しており、大学事務局はそれら意志決定を支える支援事務をはじめ、多岐に渡る管理事務業務等を法人事務局と連携して実施している。

[事務組織](#)は、公立大学法人大阪組織規程等の規程に基づき、法人事務局、市立大学事務局、医学部・附属病院事務局に部・課・室が属しており、大学院を含む大学の管理運営や教育・研究・地域貢献や国際交流に関する幅広い支援を行っている。

また、事務職員（関係課の課長）は、大学の管理運営に関する各種委員会の委員として参画することにより、教職協働の推進を図っている。

組織のあり方や運営については設立団体である大阪府・大阪市の策定した中期目標に基づいた中期計画に沿って実施し、その実績は実績報告書として取りまとめ、大阪府・大阪市の開催する法人評価委員会において外部委員の評価を受け、適宜必要な変更を行う等、点検評価に基づく改善を行っている。

なお、2021年9月に、前述の事務組織を、新大学の開学準備をより効率的なものとするため再編し、現在は新大学の運営を含めた組織となっている。

2) 厚生補導の組織

学生の支援において特に精神的なケアが必要な案件に関しては連携体制が重要であるため、[学生なんでも相談窓口](#)をハブとし、[カウンセリングルーム](#)や障がい学生支援室（2022年度からは[アクセシビリティセンター](#)）が情報を逐次共有・連携する体制を構築・強化し、運用している。また、学生なんでも相談窓口には2020年度より相談員を配置し、手厚い支援ができるよう体制を整えた。

保健管理センター（2022年度からは[健康管理センター](#)）には専属の保健師・看護師を配置し、急な怪我や病気にも対応できる仕組みを作っており、内科・神経精神科・整形外科の専門医による相談も定期的実施している。さらに、2022年度よりメンタルヘルスセンターを開設し、近年増加しているメンタル不調の学生を支援できるよう体制を整えた。それとは別に、学生の健康診断にも力を入れており、新入生及び在学生向けに年1回実施し、健診後の再検査や異常値が認められた学生には病院を紹介する等の

フォローを行っている。加えて、クラブ活動を行っている学生の体調管理を行う等、学生の健康サポート体制も整えている。

また、昨今様々なハラスメントが認識されるようになり、本学においても学生なんでも相談窓口、学部・研究科ごとに教員を配置している学生生活相談窓口や、ハラスメント相談窓口等の[窓口を多数](#)設け、相談しやすい環境を作っている。相談があった際には迅速かつ的確に対処できるよう、ハラスメント相談員を配置し、プライバシー保護を徹底しながら対応する仕組みを設けている。

3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制

本学のキャリア支援室は、2019年度までは「就職支援室」という組織であったが、2020年度より「[キャリア支援室](#)」に改称し、就職活動支援にとどまらず[多彩な支援](#)を行っている。企業説明会の開催、学外就労支援機関との連携、就職に悩む留学生のヒアリングの実施、同窓会との協力による卒業生と在学生との交流会の実施等、他の組織や外部機関と連携し、様々な支援を展開している。

また、国際センターでは留学生への様々な支援を行っている。大阪の大学が参加するコンソーシアム「[CARES-Osaka](#)」や留学生就職促進プログラム「[SUCCESS-Osaka](#)」に参加し、留学生の就職や住環境の支援を積極的に行っている。さらに、毎年開催するホームカミングデーでは留学生との交流の機会を設けたり、コロナ禍以前は中国・上海での就業体験を実施したり、幅広い取り組みを行っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	大学に必要な事務組織が設置され、適宜変更を加えながら維持している。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当事務組織を設けるものとする。	● 学則第 39 条 ● 公立大学法人大阪組織・機構図 ● 公立大学法人大阪組織規程
②	第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	● 学生生活支援
③	第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	● 進路・就職支援
	大学院設置基準	
④	第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当事務組織を設けるものとする。	● 学則第 39 条 ● 公立大学法人大阪組織・機構図

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 3つのポリシーの策定

学校教育法施行規則の改正が施行され3ポリシーの策定が各大学に課せられたことに伴い、伝統と現状を踏まえた本学ならではの教育のあり方と方向性を考えるとともに、各課程や学位プログラムの教育の自己点検と改善につなげるため、本学の3ポリシーの点検・改定に着手した。学長の諮問機関である教育研究戦略機構の中に課題ごとに具体的な検討を行うワーキンググループ(WG)があり、全学の教育改革について検討するものも設置している。2016年にそのWGの中のチームの一つとして「3ポリシー検討チーム」をつくり、そこが主体となり、各学位プログラムの3ポリシーの点検を全学的に実施し、学生の学修成果や学修の過程を基軸とした3つのポリシーの一貫性や体系性、実際の教育や入試との対応、各学位プログラムの3ポリシーの中での全学共通教育の位置づけを意識したものに改定した。

現在は本学が掲げる理念に基づき、様々な分野で指導的役割を果たし、地域社会及び国際社会で貢献できる人材を育成するために、大学全体及び学位プログラムごとに3ポリシーを策定している。これらは入試の募集要項、入学時に配布するシラバス、履修要覧にも記載しており、学生にもポリシーを意識して大学生活を送ってもらえるよう広く周知している。

なお、これらの3ポリシーについては学部・研究科がもつ内部質保証委員会において、成績分布表の分析や学生アンケートの確認等を通して、ポリシーに掲げる人材育成やそのための適切な授業が提供できているか等の点検を恒常的に行っており、それを全学的組織である教育の内部質保証ワーキンググループ会議が取りまとめる形で集約している。分析・確認の結果については、必要に応じて対応しつつ、各学位プログラムの教育の質保証を図っている。

a) ディプロマ・ポリシー

学士課程においては、基本的教養の修得・国際感覚の錬磨を目指し、専門知識と総合的知識の双方を基礎にして物事を思索・理解・解決できる人間を育成することを目的としている。また、大学院課程においては、教育を通して、高度に専門性を深め、幅広い知識を備えて、それらを融合しうる研究者や職業人など社会に貢献できる人間を育成することを目的としている。

これらの目的を達成するため、各学部や研究科の教育理念や目的に沿った指導を行い、所定の期間在学して所定の

単位を修得し審査や試験に合格した学生に学位を授与することとしており、適切に設定・公表している。

b) カリキュラム・ポリシー

学部・研究科はディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果の達成のため、設置する科目群や授業方法の工夫等をカリキュラム・ポリシーに掲げている。学生は自らの学修意欲と興味関心、キャリアデザインに応じて、各学部が定める履修規程に従い受講科目を選択できる。大学の理念・目的に沿った教育課程を編成しており、適切に設定・公表している。

c) アドミッション・ポリシー

ディプロマ・ポリシーに掲げた学生を育成して教育目標を達成するために、学生の多様な能力を評価するための入学選抜を実施することを募集要項やホームページに明記しており、求める学生像を適切に設定・公表している。

また、出願状況や傾向、入試結果をもとに入試課が毎年入試動向分析を行っており、各学部・研究科でもアドミッション・ポリシーに照らして分析し、次年度の改善に活かす仕組みを設けている。

2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性の確保

本学の理念を達成するために[教育や研究の基本方針、人材育成の目標像](#)掲げており、これらを基本にする形でディプロマ・ポリシーを設定している。また、このディプロマ・ポリシーを実践するために必要な基本方針をカリキュラム・ポリシーとして策定する形を取っている。カリキュラムの形がより複雑な学士課程については、ポリシーと学修マップを関連付ける形でホームページ上に[公開](#)している。以上のことから、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性は確保されていると言える。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	3ポリシーについて適宜見直しを行う体制と制度が構築されている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法施行規則	
①	第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。 - 一 卒業又は修了の認定に関する方針 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 - 三 入学者の受入れに関する方針 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。	● 「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する規程 ● 理念、基本方針、ポリシー

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的の公表と周知 学則、大学憲章及び学部・研究科ごとの目的等を本学ホームページへ掲載し、また、中期目標・中期計画等については公立大学法人大阪のホームページにおいて公開することによって、広く社会に公表している。 大学構成員に対しても、大学の目的を本学ホームページに掲載することにより、周知を図っている。また、学生、特に新入生に対しては、新入生オリエンテーションや履修ガイダンスの際に学生要覧等を用いて、学生全員に大学の目的を周知している。各学部・研究科でも、紹介パンフレットを作成し、オープンキャンパスや出張講義の際に配布して、学部・研究科の目的を周知している。 2) 3つのポリシーの公表と周知 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、本学ホームページの大学案内ページや学生募集要項等に掲載している。また、各学部・研究科が個別に掲げる3つのポリシーについても、それぞれホームページや要覧等に掲載し、適切に周知している。 3) その他の情報の公表と周知 学校教育法施行規則第百七十二条の二に規定されている各項目については大学ホームページで公表している。さらに、大学の持つ各種情報をまとめた「データで見る大阪市立大学」を作成し、ホームページに掲載している。 また、大学情報のより広い公開とページビューの向上等を目的として各種SNS (Facebook、Instagram、Twitter、YouTube 等) を採用し、定期的に情報発信している。 各学部・研究科独自のホームページでは、当該学部・研究科の紹介や教員一覧、イベント情報、入試情報等、多岐にわたるトピックを掲載しており、当該学部・研究科に関する情報がすぐにわかるように充実したページを作成している。 さらに、本学の運営及び教育・研究の諸活動について紹介するとともに、メディアの視点を通してこれらに対する意見を得ることを目的に、記者懇談会を開催している。毎回本学の研究者より話題提供を行い、それに基づき内外関係者のパネリストたちによる活発なディスカッションがなされており、本学の教育・研究・医療活動を通じた社会貢献について積極的に伝え、諸活動の可視化を推進できる取り組みの一つである。 これらに加えて、本学の研究者の活動を可視化するた	め、教員の教育・研究活動等の状況を登録している研究者データベースと連携した「研究者総覧」をWEBページ上に掲載し、その閲覧情報等を分析している。なお、2022年4月からは研究者データベースは教育研究活動データベース、研究者総覧は研究者情報という形で、新大学のシステムとして稼働している。 以上のことから、様々な大学情報は適切に公表・周知していると言える。 4) 情報公開体制の整備 プレスリリースや広報誌、本学ホームページの総括管理は広報課が担っており、各部署においてページが編集された場合には、公開までに必ず広報課による内容の確認を行っている。また、大学案内冊子等の作成にも関与しており、情報公開の体制は適切である。 学内専用の教職員向けサイトである「ポータルサイト」に関しては、ログイン時にパスワード入力が必須となり、学外公開情報との差別化を図っている。ポータルサイトの管理は情報戦略課が担当し、外部業者に委託して一次相談窓口となるヘルプデスクを設ける等、円滑な運用を行っている。授業や休講に関する情報、奨学金等の支援に関する情報、履修登録に関する情報等を掲載する学生向けの学内サイト「UNIPA」では、迅速な情報公開を心がけ、効果の高い情報提供を行っている。 また、情報の公開性と利便性を確保するため、「公立大学法人大阪情報セキュリティの基本方針」において情報システムの情報セキュリティの維持及び向上に関する事項を定めており、情報システムの整備・情報資産の保全を図っている。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	必要な情報について公表されており、その状況は外部評価の対象となっている。
改善を要する点	より積極的な広報の観点から改善できる点があると思われる。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	● 大阪市立大学ホームページ
	学校教育法施行規則	
②	第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	● 教育情報の公表

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 自己点検・評価の実施体制内部質保証の体制 2019 年度の法人統合を契機に本学の点検・評価に関する体制の再編を行い、計画・評価会議を設置した。 a) 自己点検・評価 中期計画に本学の全学的な教育、入試、研究、社会貢献、国際に関する約 30 項目を立て、その項目に対し年度計画、及び業務実績の点検、評価を計画・評価会議において行い、報告書を作成し教育研究審議会にて審議したうえで法人に提出している。法人が取りまとめた業務実績報告書は設立団体が設置する法人評価委員会において評価を受け、そこで指摘された教育研究等に関する項目については<u>必要な対応を行い、報告</u>をしている。 大学としての自己点検の取り組みとしては、2019 年度に各種評価の観点に基づき現状を把握・整理した自己評価書を作成した。さらに、各研究科を単位とし各年度の<u>特徴ある取組実績</u>を取りまとめている。 また、計画・評価会議の負託に基づき、教育の内部質保証ワーキンググループを中心に、各学部・研究科が行う点検・評価の取り組み状況を確認・共有して、改善点の指摘、取り組みの波及を推進し、年度末に実施する学部・研究科の長を含む計画・評価会議（拡大）において報告を行い、学長から改善に向けた指示を出している。 それらに加えて、医学部では、<u>2020 年度に日本医学教育評価機構（JACME）による医学教育分野別評価</u>を追加受審し、国際基準に適合していることが認定された（認定期間：2021 年 9 月 1 日～2025 年 8 月 31 日）。 法学研究科法曹養成専攻では、<u>2018 年度に大学改革支援・学位授与機構の認証評価</u>を受け、同機構が定める法科大学院評価基準に適合している、との認証評価結果を得た。 b) 教育の内部質保証 本学では p.4「(7) 内部質保証体制図」のとおり学長・教育研究審議会を中心とした内部質保証体制を構築している。 教育研究戦略機構の下に立ち上げた全学教育改革ワーキンググループ内の「教育・カリキュラム評価チーム」と「IR 推進チーム」の合同拡大会議が発展し、2019 年度に教育の内部質保証ワーキンググループが発足した。以降はそこで自己点検の指標となる成績分布資料等を提供し、点検メニューの例示（チェックリスト）、教育の内部質保証に関連する各会議体の議事録や学生向け周知文等の資料収集、各研究科における取り組みの好事例の共有を実施し、	取り組みの波及、改善につなげている。また、各研究科長を対象に、実施例として大学機関別認証評価受審校の取り組みを紹介し、体制整備を行った。 それとは別に、教育プログラム検証のための学生調査を、「大阪市立大学における教育評価に係る計画」に基づき実施している。 c) 教員活動点検・評価 全学的には、計画・評価会議を設置し、評価の基本方針を定めている。その方針に基づき各研究院では、研究院教員活動点検・評価実施委員会を組織し、各教員の教育・研究・社会貢献・学内管理等諸活動についての自己点検・評価の状況を把握・分析している。計画・評価会議規程第 6 条に基づき教員活動点検・評価実施委員会を設置し、各研究院で実施している教員活動点検・評価を取りまとめ、これらの評価結果について評価期間（3 年）ごとに外部委員の評価を受け、ホームページで公表している。 2) 研修・教職協働 本学では、教員と職員がともに連携し、教務や入試、学生支援、各種会議、内部質保証のための取り組み等様々な業務に取り組んでいる。教職員合同の SD・FD 研修を定期的に開催したり、教員による職員向けの談話会も実施したりする等、交流の場を設け、協働のための環境を構築している。 また、2019 年度から教職協働の委員会である「全学 SD 委員会」を設置し、教員の自主的な参加を促し、学内の SD の取り組み状況を把握するとともに SD に関する全学の方針を定める等の取り組みを行った。 各部局の FD 研修会でも上の結果をもとにカリキュラム等の改善を行い、その計画と実施状況について全部局が集まる FD 委員会で報告している。 3) 学修成果の把握に関する取り組み また、在学生に<u>授業評価アンケート</u>を実施し、その結果を教員にフィードバックすることで、学生の学修成果を知ると同時に、自身の授業内容の改善につなげられる仕組みを構築している。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	外部評価を活用している。教育プログラムごとに手順を示して自己評価が実施できる体制を整えている。教育評価に係る計画に基づいた全学的・計画的な調査を実施している。
改善を要する点	配付物等の資料収集の実績がまだ積みあがっておらず、それらに基づく分析ができていない。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。 5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況という。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。 6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。 7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。	● 大学評価 ● 計画・評価会議規程 ● 教育の内部質保証ワーキンググループ要項 ● 大阪市立大学における教育評価に係る計画
	学校教育法施行規則	
②	第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	—
③	第五十八条 学校教育法第二百条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	—
④	第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。	● 医学教育分野別評価 ● 法学研究科法曹養成専攻大学改革支援・学位授与機構認証評価 ● 自己点検評価
	大学設置基準	
⑤	第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。	● 教員による職員向け談話会
⑥	第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。	● 全学 FD 委員会規程 ● 全学 SD 委員会規程 ● OCU ラーニングセンター教職員向け情報 ● 大学教育研究センター
⑦	第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。	● 全学 FD 委員会規程 ● 全学 SD 委員会規程 ● OCU ラーニングセンター
	大学院設置基準	
⑧	第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。	● 教員による職員向け談話会
⑨	第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。	● 全学 FD 委員会規程 ● 全学 SD 委員会規程 ● OCU ラーニングセンター教職員向け情報 ● 大学教育研究センター
⑩	第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。	● 全学 FD 委員会規程 ● 全学 SD 委員会規程 ● OCU ラーニングセンター
	法令外の関係事項	
⑪	学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。	● 授業評価アンケート

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務状況 a) 資産に関して 資産は、2019年度の法人統合に伴い大阪府・大阪市から承継した資産を中心に構成され、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。旧法人においては2006年の法人化以降、減少を続けていた有形固定資産だが、耐震補強工事、理系学舎整備等、施設整備を計画的に行う事で2012年度から増加に転じている。負債は、その大半が公立大学法人会計特有の会計処理により計上される返済を伴わない資産見返負債等で構成されている。その他、実質的な負債である病院施設等に係る借入金があるが、償還計画に基づき計画的に返済を行っており、債務は過大ではない。また、2011年度より長期未払金が計上されているが、前述の施設整備に係るものであり、その大半が大阪市より財源措置予定（債務負担行為による財源確保）のため、該当金額については、未収財源措置予定額として固定資産にも計上しているものである。 b) 収支に関して 主な経常的収入は、設立団体からの運営費交付金、学生納付金、附属病院収入等の自己資金及び外部資金から構成されている。 授業料等の学生納付金については安定的な収入を確保している。 外部資金については、URAセンターの体制整備や産学連携事業の展開、研究情報の積極的発信、外部資金等の獲得のための支援を実施することで、法人化当初より順調に増加している。 なお、財務状況はファイナンシャルレポートの形で法人ホームページにおいて公表している。 教育後援会からは多額の寄附を受けており、グラウンド整備や各種行事をはじめ、学生の支援に活用している。 また、本学は2006年の法人化以降、支出超過となったことはない。毎年度の予算編成に当たり、収入見積額を基に支出予算を策定していることから、支出超過になる可能性は極めて小さい。 2) 教育研究環境の整備 本学では、各研究科に対して基盤研究費を配分している他、学長戦略経費・理事長戦略経費等、申請書による選考を経て使途限定資金の配分を行っている。また、本学を特色づける先進的な研究や学術の発展に大きく寄与する研究を『戦略的研究』と位置づけ、研究活動の活性化や若	手研究者の支援をするため、将来的に外部資金の獲得につながる研究を対象に助成制度を設けている。 また、学舎の整備を段階的に実施し、耐震工事や学部等の改装等、計画的な取り組みを行っている。 3) 監査 財務に対する会計監査として、内部監査、会計監査人による監査及び監事による監査を実施している。 内部監査は、公立大学法人大阪監査規程に基づき理事長直属の組織として設置している監査室により、年度監査計画書を作成し、内部監査を実施している。監査終了後は、監査報告書を作成し、理事長に提出するとともに、その概要を役員会で報告している。 会計監査人による監査は、設立団体の長から選任された会計監査人と監査契約を締結することにより、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書について、地方独立行政法人法に基づく監査を受け、理事長あての監査報告書の提出を受けている。 監事監査は、設立団体の長より任命された監事が公立大学法人大阪監事監査規程に基づき当該年度の監査計画を作成し、業務全体の監査を実施し、監査結果報告書を理事長に提出している。また、会計監査人から監査の方法とその結果について報告及び説明を受けたうえで、当該監査の正確性について最終確認している。なお、いずれの報告書もホームページに掲載し公表している。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	いずれの監査結果等も速やかに公表している。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	● 公立大学法人大阪財務情報 ● 公立大学法人大阪市立大学財務情報
	大学院設置基準	
②	第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	● 公立大学法人大阪財務情報 ● 公立大学法人大阪市立大学財務情報

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) ICT 環境の整備について

本学では、学内の様々なシステムへログインするために ID とパスワードを用いた全学認証システムを採用している。これにより、学生向け総合サイト「UNIPA」、図書館 Web サービス、学内の Wi-Fi 等にアクセスでき、メールシステムや office365、授業支援システムの利用も可能である。

また、コロナ禍での遠隔授業のための対応として、学生に対してパソコンやモバイルルーターの貸し出し、機器購入のための経済的補助を行った。併せて、LMS の容量の増強や、学内の Wi-Fi 環境の整備・強化も実施した。さらに、対面授業実施の対応として授業で使用する教室の座席に [QR コードを設置](#)し、発症者が出た時に濃厚接触者を追跡できるシステムを教員が開発・導入し、大規模クラスターを抑えるための仕組みを構築した。

2) 学生支援

a) 学修支援

法人 [第一期中期計画](#) (No.39) において教員の授業と学生の自律的学修を支援することを掲げており、教育開発支援室 ([OCU ラーニングセンター](#)) では、専属スタッフや学内連携スタッフが、教育・学修支援ツールを開発し、教育・学修支援イベント企画を推進し、学生の学修相談・支援（一般学修相談・英語学修支援・数学学修相談等）を行う体制を整えている。

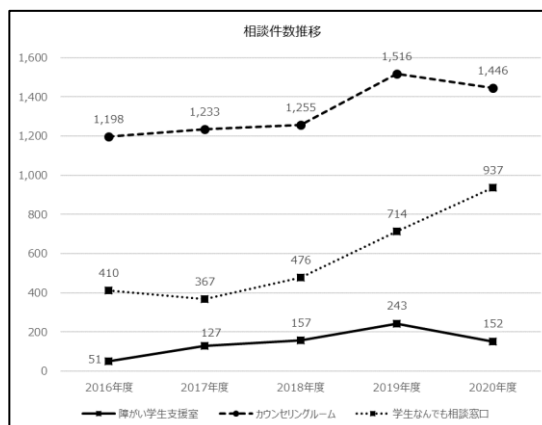
b) 特別な支援を行うことが必要な学生への支援

法人 [第一期中期計画項目](#) (No.43・44) において、多様な悩みを有する学生に対する相談窓口の連携を強化すること、障がいのある学生に対する配慮として入学～卒業までのトータル支援の仕組みを確立することを掲げている。

障がい学生支援会議においては、法令及び公立大学法人大阪市立大学及び大阪府立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程の制定に伴い、整合性を意識して障がい学生支援室規程の改定を行った。

障がいのある学生に対する理解を深めるため、毎年 FD・SD 研修を実施し、支援強化の体制を構築している。

また、ノートテイク・字幕作成等の支援を学生が行う「学生サポートスタッフ」制度を設けている。



[障がい学生支援室](#)の相談件数、[カウンセリングルーム](#)や[学生なんでも相談窓口](#)の利用状況推移からもわかるように、年々利用者数は伸びており、今後さらなる支援が重要となる。

c) 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援

中期計画項目 40 において学修奨励制度の見直し、授業料減免制度や市大奨学金制度の再構築、各種奨学金の被推薦者に対する [支援](#)の強化を掲げている。

2020 年には教育後援会からの寄附金をもとに、コロナ禍において困窮する学生を対象に、大学独自の「緊急支援給付金制度」を実施し、申請のあった 1,679 名の学生全てに一人当たり 5 万円を 2020 年 5 月末までに（募集開始から 3 週間ほど）支給する等、迅速な対応を取った。

その他奨学金や授業料減免申請等の手続きについて、新型コロナウイルス感染症対策のために WEB での対応を進め、緊急事態宣言下においても学生への支援を積極的に行うことができた。

3) 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善

現在設置計画履行状況等調査の対象となっている課程と完成年度は下記のとおりである。

- ・ [大学院都市経営研究科 M](#) (対象年度：2018-2019)
- ・ [大学院都市経営研究科 D](#) (対象年度：2020-2022 予定)
- ・ [大学院文学研究科 M・D](#) (対象年度：2020-2022 予定)

対象年度 2018、2019、2020、2021 年度の課程については是正・改善意見はない旨の結果となっている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	各関連事項についてそれぞれ対応する規程・制度を整備できている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	I C T環境の整備 教育研究上で必要な I C T環境が整備されている。	● 杉本図書館施設案内 ● 図書館・情報サービス
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	● 学生生活支援 ● OCU ラーニングセンター
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	● アクセシビリティセンター
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	● 経済支援
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	● 大学院都市経営研究科 M ● 大学院都市経営研究科 D ● 大学院文学研究科 M・D

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

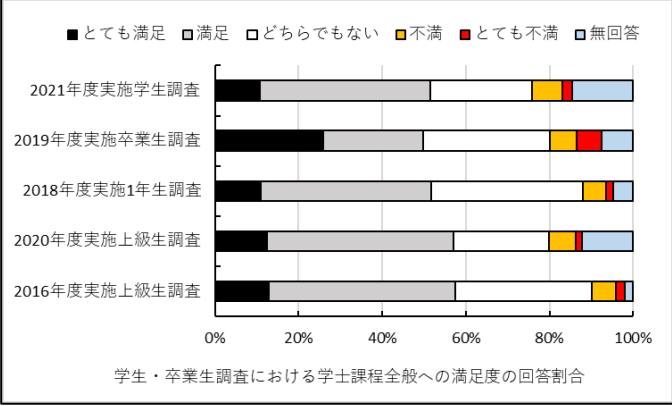
本学は 8 学部 11 研究科を擁する総合大学であることから、自己点検・評価の実施に際しては、全学的取り組みと各学位プログラムでの取り組みの協働が必須になる。平成 18 年度の法人化以来、本学では法人に設置された全学評価委員会が、各部局の中期計画・年度計画の取り組み状況の確認と併せて、自己点検評価の全学的な取りまとめを行ってきた。データに基づく学修成果評価やそれに基づく改善の実施が強く求められるようになる中、教育や研究の内部質保証機能を強化するために、大阪府立大学との法人統合を契機に全学評価委員会の組織を改組した。学長をトップとする計画・評価会議を設置し、その下に内部質保証担当副学長が座長を務める教育の内部質保証ワーキンググループを置くとともに、各部局（学部・研究科）に教育成果の自己点検評価を行う組織を設置した（p.4 の図を参照）。 現在は、教育の内部質保証ワーキンググループで決定する方針のもとで各学部・研究科が、IR 室（後述）から提供されるデータも使って、定期的に教育プログラムの点検・評価を行っている。そしてその評価結果を WG で集約するとともに計画・評価会議（拡大）に報告し、次の年度計画や中期計画の策定に係る議論に生かせる仕組みを動かしている。IR 担当副学長のもとに IR 室も設置しており、教育研究活動の点検評価（自己分析）のために必要なデータを集約している。「データで見る大阪市立大学」も毎年作成している。なお、これらの取り組みは新大学設置に際して策定された「大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針」等にも生かされている。 以上が本学の、自己点検評価（自己分析活動）の全体像であるが、以下にそのもとで行われてきた 5 つの取り組みを示す。 第 1 項目に挙げた「OCU 指標の開発と活用、及び学生の能動的学修支援、教員へのアクティブラーニング型授業実施支援による学修成果の質保証・向上」は、総合大学で学ぶ学生たちの多様な学修成果を評価する指標を開発・活用して、学生の自律的能動的学修を促進する取り組みである。また OCU 指標は全学及び学位プログラムの教育目標	と連動しているため、カリキュラムの教育成果評価にも利用できる。文部科学省 AP 事業での補助期間終了後に設置された教育開発支援室を中心に、事業を運営している。 第 2 項目は「教育評価方針と全学の教育評価計画に基づく、カリキュラム評価の組織的な実施」である。全学教育改革ワーキンググループで原案を作成し、教育研究審議会で議論・承認された教育評価方針と教育評価計画に基づき、学修成果の実態を定期的に評価するとともに、その結果を全学 FD 等で共有することで、さらなる教育の質向上を図っている。 第 3 項目は「英語教育改革（データに基づく英語教育カリキュラム評価と改善）」である。2007 年の英語教育開発センター発足と同時に開始した英語教育カリキュラムが、学生の英語力の底上げには寄与しているが、成績上位層のさらなる向上に課題があることが、大学教育研究センターと共同で行ったデータ分析から明らかになり、全学教育改革ワーキンググループで本学の教育のあり方全体を見直す一環として、新たな英語教育改革を行った。成績評価や共通テストの結果、学生アンケート結果等のデータを収集・分析しつつ、カリキュラムの改善や課外での学修支援活動を行うことを重視して取り組んできたことから、基準 2 の取り組みとして取り上げている。 第 4 項目として挙げたのは、「医学部医学科における IR 室設置、学生参画型 FD 等の実施」である。医学教育の内部質保証の取り組みであるが、全学の FD 研究会等でも報告・共有される等、全学的な取り組みとも連絡を取りながら構築してきた。 第 5 項目は「研究力向上のための全学的取り組み」である。学術・研究推進本部と URA センターを中心に研究 IR 活動を行い、教員の研究に関する様々なデータを集約、分析しつつ、研究力向上のための教員への支援活動を展開してきた。支援を利用した教員へのアンケート結果も全学会議で共有したりする等、教員のニーズをとらえた支援を展開し、外部資金獲得金額が増加の成果が上がった。
--	---

2) 自己分析活動の取組み（目次）※学習成果に関する分析の取組み等を 1 つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	OCU 指標の開発と活用、及び学生の能動的学修支援、教員へのアクティブラーニング型授業実施支援による学修成果の質保証・向上【学習成果】	37
2	教育評価方針と全学の教育評価計画に基づく、カリキュラム評価の組織的な実施【学習成果】	38
3	英語教育改革（データに基づく英語教育カリキュラム評価と改善）	39
4	医学部医学科における IR 室設置、学生参画型 FD 等の実施	40
5	研究力向上のための全学的取り組み	41

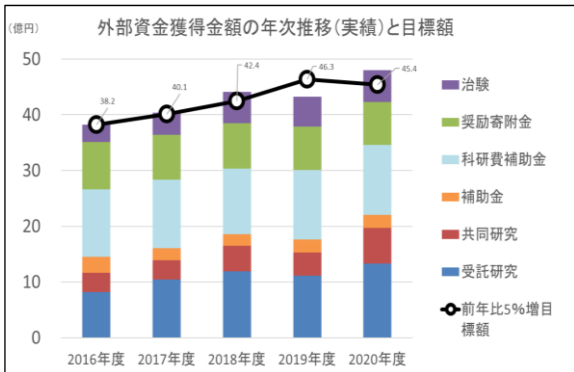
3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	OCU 指標の開発と活用、及び学生の能動的学修支援、教員へのアクティブラーニング型授業実施支援による学修成果の質保証・向上																			
分析の背景	本学の大学憲章には、「学生自らが能力や技能を高め、主体的に自己の将来を展望できるような教育活動を展開する」とある。総合大学で学ぶ多様な学生の多様な学修成果を表せる指標である OCU 指標を、学修支援推進室（後に教育開発支援室に改組）を中心に開発するとともに、学生の能動的学修支援と教員のアクティブラーニング（AL）型授業実施支援を、ニーズに合わせて行う体制を整備した。																			
分析の内容	OCU 指標の開発と活用 大学憲章の理念を尊重しつつ、総合大学で学ぶ本学学生が各自の学修成果を確認して、自主的な学修設計に生かせる指標を作る必要性が、全学 FD 等で議論されてきた。そこで 2016 年度に設置した学修支援推進室（通称：OCU ラーニングセンター）を中心に、右図のような OCU 指標を開発した。全授業に、OCU 指標の成果配分値を割り振ることで、授業科目群と学位授与指針が明確になるとともに（開発過程はカリキュラムの再点検にもなった）、学生が自身の学修成果の現状を把握し、履修計画に生かせるものである。また学生集団の OCU 指標分布を分析することで、カリキュラム評価にも活用できる（次項の教育評価方針にも含まれている）。カリキュラム評価のための OCU 指標データは、学修支援推進室から各学部定期的に提供し、活用相談をおこなってカリキュラム評価にも活用している。 OCU 学生への能動的学修支援と教員への教育支援 OCU 指標が学修促進機能を発揮するには、能動的学修を促す授業実践と、それをサポートする学修支援・教育支援が必要なため、学修支援推進室に特任教員等を雇用し、学修相談や、学修支援イベントの開催、教材（学びの Tips）の開発、TA（院生）・SA（学生）の育成を行ってきた。「OCU 指標を使った履修相談」の開催等 OCU 指標の周知も図ってきた。教員向けには、本学教員が行ってきた授業の工夫を収録した「教育実践事例 WEB データベース」の構築、AL 型授業支援のための TA・SA 派遣、オンライン授業に係る情報提供等を行ってきた。 学修支援推進室は文部科学省 AP 事業採択を契機に設置したが、補助期間終了後は教育開発支援室に改組して運営を継続、予算措置もしている。2022 年度には中百舌鳥キャンパスへの対応も開始した。大学教育研究センター専任教員も参画する体制にして、全学の教育評価結果を共有しながら、活動の工夫を行えるようにしている。 OCU 取り組みの成果評価の実施 本取り組みは中期計画・年度計画に含まれるため自己点検と法人評価の対象で、これまで毎年、達成水準を満たしていると評価されてきた。また 2016 年度に文部科学省の AP 事業に採択され、中間評価から事後評価までの評価を受け、特に事後評価では S 評価を得る等、高く評価された。	（注：「OCU指標」は学修を重ねるにしたがって累積的に蓄積される。） コロナ禍で相談は減少したが、オンライン化でイベント参加者が大幅に増加。 2021年度は元の傾向に類似。 <table><thead><tr><th>年度</th><th>相談件数</th><th>学修支援イベント参加者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>2017</td><td>250</td><td>150</td></tr><tr><td>2018</td><td>400</td><td>400</td></tr><tr><td>2019</td><td>400</td><td>350</td></tr><tr><td>2020</td><td>150</td><td>1000</td></tr><tr><td>2021</td><td>350</td><td>500</td></tr></tbody></table>	年度	相談件数	学修支援イベント参加者数	2017	250	150	2018	400	400	2019	400	350	2020	150	1000	2021	350	500
	年度	相談件数	学修支援イベント参加者数																	
2017	250	150																		
2018	400	400																		
2019	400	350																		
2020	150	1000																		
2021	350	500																		
自己評価	本学の理念と特徴を踏まえた学修評価指標として OCU 指標を開発した。学位授与指針と授業科目群の関係がより明確になり、各学位プログラムの点検評価にも利用している。学生の自律的な学修の促進・支援を担う組織も、教育開発支援室への改組を経て、新しいニーズにも対応しつつ運営している。一連の取り組みは学外からも評価されており、本学の教育の継続的な評価と改善に寄与していると言える。																			
関連資料	(1) OCU 指標に係る Tips 、(2) OCU ラーニングセンター（現：OMU ラーニングセンター）のホームページ 、(3) 教育開発支援室規程、(4) AP 事業事後評価書																			

タイトル (No. 2)	教育評価方針と全学の教育評価計画に基づく、カリキュラム評価の組織的な実施
分析の背景	本学では第2期認証評価受審の2014年度以前から、大学教育研究センターや各研究科が独自に学生調査等を実施していた。しかし全学レベルでのより体系的な調査の必要性が自覚され、全学教育改革WG（座長：副学長）及び教育研究審議会で議論し、教育評価方針と教育評価計画を2017年度に策定した。また、IR室及び教育の内部質保証WGも設置し、データの蓄積と各部局への提供体制も整えた。
分析の内容	○直接評価指標を用いたカリキュラム評価の実施 教育評価方針には直接評価指標として、「成績評価」、「OCU指標」、「入学者追跡調査」が含まれる。前2者は、(1) 半期ごとに内部質保証WG事務局から各学部・研究科へデータ提供、(2) 学部・研究科内の内部質保証委員会で検討、(3) 結果を内部質保証WGに報告という手順で、カリキュラムの点検評価とその共有をしている。また、2005年に入学者追跡調査委員会を設置して以来、学生の履修状況と入試情報を合わせた分析を継続し、年に一度以上は教育研究審議会等で報告している。 ○間接評価指標を用いたカリキュラム評価の実施と学修支援・カリキュラム改善の例 学生・院生・卒業生調査等の間接評価指標も、教育評価方針には含まれている。成績評価と連動してデータが得られる直接評価指標とは異なり、間接評価指標の各種調査は授業運営とは別に実施する必要がある。2017年度に全学として教育評価計画を定めて、中期計画・年度計画にも反映させたことで、全学の協力のもとでの調査実施がスムーズになった（教育推進本部が実施主体で、大学教育研究センター及び研究科の協力で実施）。IR室を整備してからは、調査結果の蓄積と全学・部局での活用・参照も容易になった。なお、各々の調査は4-5年に一度のペースで実施する計画になっている。 調査結果は報告書にまとめた上で、教育研究審議会等の全学会議や全学FD委員会で報告している。双方向性のある場での報告により、次の調査への要望を受けやすいようにしている。また2021年度は教育評価計画上、「追加調査」の年だったが、これは調査全体を振り返り、不足を補うために置いておいたものである。コロナ禍も受け、学生・院生・教員を対象に追加調査を実施した。 調査結果の例として、在学生・卒業生のカリキュラム全体の満足度を右図に示したが、概ね妥当な評価を得ていると言えるだろう。院生調査では院生経験全体の満足度を尋ねていないが、学位論文指導や専門知識の習得に関しては、院生の過半数、修了生の8-9割が「とても満足」「満足」と回答した。 その一方で、気になる結果も部分的にはあった。例えば2014年度実施の卒業生調査で「在学中に学業上の悩みがあった」学生が4人に1人程度いたため、2016年度に文部科学省AP事業に応募してOCUラーニングセンターを開設した（前項参照）。また院生調査で、キャリア形成への不安が高いことが示されたため、大学院共通教育でキャリアデザイン関連の科目を新たに開講した。履修者は徐々に増加している。  学生・卒業生調査における学士課程全般への満足度の回答割合
自己評価	教育評価方針と教育評価計画を定め、IR室と教育の内部質保証WGも設置して、データに基づくカリキュラム評価を計画的・体系的に行っている。また評価結果も報告書や会議・FDを通じて学内で共有され、学修支援推進室の設置や大学院共通教育での新授業の開講など、学生院生の学修環境の充実に役立っている。これらは中期計画・年度計画に記載されて法人評価を受けている他、AP事業に係る各種の評価も受けている。以上のことから、学内外からの視点を入れた、継続的なカリキュラム評価活動とそれに基づく改善が行われていると判断できる。
関連資料	(1) 教育評価方針、(2) IR室規程、 (3) 各種調査の報告書（一部公表）：学士課程の学生調査、院生修了生調査関係、入学者追跡調査関係

タイトル (No. 3)	英語教育改革（データに基づく英語教育カリキュラム評価と改善）
分析の背景	本学では、2015 年度から新たな英語教育プログラムの検討を始めたが、英語教育だけでなく学士課程教育全体の改革を一体として行うために 2016 年度に全学教育改革 WG を設置し、その中に英語教育に加えて、総合教育・教育評価・特色教育・専門教育・IR 等の各チームを設置した。以降、教育改革特命副学長を中心とした全学教育改革の枠組みの中で英語教育改革が議論され、CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）の理念をもとにした新しい英語教育カリキュラムが 2019 年 4 月より実施されている。
分析の内容	○カリキュラム設定に至る議論・データの準備・組織の準備・教材の設定 本学では、2007 年度より習熟度別クラス編成のためのプレースメントテストとして 4 技能の測定が可能な客観テスト VET（Versant English Test）を用いてきた。 新英語カリキュラム策定に向け、2016 年度末より計 6 回、VET スコアと学生の英語能力自己評価を調査し、英語運用能力の到達目標、またその到達度と評価法を決定した（関連資料 1）。 VET スコアとその後の英語成績を比較すると、クラスによる偏差が見られたことから 4 つの取り組みを行った。第 1 は特に 1 年次の授業を英語母語話者教員の担当クラスにおける、レベルごとの CEFR 準拠の統一教科書、統一シラバスの使用である。第 2 は学修内容に即した Can-do 形式の学習到達目標の LMS 上での可視化、学修者と教員双方への振り返りシートとしての提供、学修者と教員の定期的な自己評価の実施である。第 3 は「教員間連絡システム」の構築による教員間の連携強化である。第 4 は入学後複数回の VET テストによる、学生の能力測定、カリキュラムの妥当性の検証である。 これらにより、授業による学生の英語能力の伸びの「差」を抽出・分析（その結果必要なら問題点を指摘・解消）できるカリキュラムとなり、学修内容の質保証を行うことができる。 また、円滑な全学英語カリキュラム運営のため、英語教育開発センターに専任教員を 4 名、特任教員を 1 名増員するとともに、教員が英語教育を分析・議論し経緯を蓄積するための紀要を発行（大学リポジトリにて公開）している。 ○実施している英語教育カリキュラム 過去の VET スコアデータと『英語学習到達度目標設定のための教員意識調査』、『英語新カリキュラムのための学生意識調査』をもとに、CEFR に基づく英語学習到達度目標を設定し、2 年次までに CEFR 基準の B1 レベル以上の達成を目標とした 6 つの必修科目を設定している。また選択科目として、高度なリテラシー習得や外部試験対策が目的の科目を提供している。中でも ESD（Education for Sustainable Development）クラスでは、英語での講演と討論を組み込み、学生の地球市民としての意識啓発と英語学習意欲の向上を図る取り組みを進めている。 ○学生の自主学修促進のための仕組み 学修者が学修進度や言語熟達度等を客観的に振り返り、短～長期的な目標を決め、学修内容や進め方を決定できる自律的言語学修者の育成ツールとして、E-Language Portfolio を導入している。授業時間外の学修の場としては、自律的学修を習慣化する ICT 教材や English Café を提供する他、OCU ラーニングセンターと提携して英語学修支援を実施し、利用者は増加傾向にある。（2020 年度はコロナ禍で減少したが、オンラインによる支援を設けたことで 2021 年度には回復）。 ○学修成果の評価 VET による熟達度評価と、授業内のテスト等の成績をもとにした達成度評価の 2 つを軸に、総合的な学修評価を行っている。VET 結果は速やかに学生に還元され、次の自律的な学習を推進している。
自己評価	カリキュラム策定までの数年間に渡るデータの蓄積と分析により、明確な到達目標設定のもと、客観テストと達成度評価、改善のためのデータを抽出可能なカリキュラムを構築したが、コロナ禍のため、VET が実施できない事態が生じている。今後、遠隔授業等の環境でも対応可能なカリキュラムの開発を進め、改めて学生の英語能力の適切な成績評価と改善に向けた対策の検討を進める予定である。 これらの仕組みは、2022 年度開学の大阪公立大学の英語教育の実践において役立つものである。
関連資料	(1) Versant English Test 結果と『OCU 英語能力自己評価アンケート』結果 (2) 英語新カリキュラムのための教員間連絡システムの構築 (3) Report for EEDC (4) 『データで見る大阪市立大学』2021 年度版、p.32

タイトル (No. 4)	医学部医学科における IR 室設置、学生参画型 FD 等の実施
分析の背景	大阪市立大学医学部は、2017 年に日本医学教育評価機構(JACME)による、医学教育分野別評価を受審した。その際の、「診療参加型臨床実習における学修成果（コンピテンシー）の構築については評価できるが、全教育課程を通じての学修成果基盤型教育の構築については今後努力が期待される」という評価への対応として、教学 IR 機能の設置（教育上の課題におけるデータ収集、分析）及びプログラム評価の実施（PDCA サイクルの確立）を中心に、医学部教育のさらなる改善を実施した。
分析の内容	大阪市立大学憲章において「質の高い基礎医学研究、社会医学研究及び臨床医学研究を学内外の他の専門分野との連携を図りつつ推進し、それらを世界に発信することにより、人々の健康の保持増進と予防医学の向上、医療水準の向上に寄与する」と定めている。これを達成するための取り組みの一つとして、本学の医学部では、学内（主に医学部関連）のデータを収集・分析・報告することで、教育の質保証の担保、取り組み改善の促進を図るため、2018 年 4 月に教員 2 名と事務職員 1 名で構成される医学部長直轄組織の IR (Institutional Research) 室を設置した。学生生活アンケートや学修成果アンケート、教員アンケート、卒業生進路調査等、取り扱うアンケートの種類は多岐にわたる。特に臨床スターター実習評価では、採血、基本的臨床手技、心電図、心臓超音波等の詳細項目にわたるアンケートを実施しており、学生の生の声を収集できるようにしている。医学教育カリキュラムの満足度を、経年で定量・定性のアンケートを取ることで、医学生の求める教育上課題を把握することができた。これらの結果をもとに、学生生活を充実したものにするべく、講義・実習内容の改善、学内インフラの整備、教授によるチューター制度の導入等を行った。なお、各種アンケート結果は、全学 FD 委員会や教育の内部質保証ワーキンググループ会議において共有され、他学部への意識向上にもつながっている他、医学部 IR 室の WEB ページにおいても公開している。 また、教育の平準化、情報共有、学生と教員の交流の場を目的とした学生参加型 FD (Faculty Development) を実施している。通常は 1 年に 4 回、教員の間に学生が着席するスタイルをとって開催していたが、コロナ禍においては WEB 開催となった。FD 講演会では、様々な分野（医局）の教員が登壇し、自身の研究内容やタイムリーな興味深いトピック等を紹介する形式で、毎回教職員と学生（3 回生及び 5 回生）併せて 200 名前後が参加している。参加した学生からは「先生方が医学教育に一生懸命取り組んで下さっていることがよく分かった。」「多くの先生方の努力のもとに、授業が成り立っていることを痛感した。」等、教員に対しての理解が深まると同時に、確かな交流の場となっていることが確認できている。 さらに、従来は教務委員会で教学関係の役割を全て負担していたが、PDCA サイクルを適切に回すため、教務委員会に加えて、カリキュラム策定委員会、カリキュラム評価委員会を新たに設置した。カリキュラム策定委員会には学生委員も参加しており、学生の意見を取り入れ教育課程の改善につなげられる体制を確保できている。
自己評価	2017 年 9 月の日本医学教育評価機構（JACME）による、医学教育分野別評価の結果を受け、コンピテンスを改訂し学修成果基盤型教育への転換を目指し、水平・垂直的統合教育の充実に向けた取り組みを既に実施している。また、臨床実習を外来型 CC（クリニカル・クラークシップ）、ユニット型 CC、選択型 CC として充実を図っている。同時に、教育プログラムに関わる委員会組織を整備し、医学部 IR 室を設置してプログラム評価の体制を整えた。
関連資料	(1) 大阪市立大学医学部 医学教育分野別評価報告書 (2) 大阪市立大学医学部 IR 室 (3) 全学 FD 活動報告、第 17 回 FD 研究会報告

タイトル (No. 5)	研究力向上のための全学的取り組み																		
分析の背景	大阪市立大学憲章は「本学を代表し世界的研究拠点となり得る特徴ある研究、本学に伝統と実績が顕著である都市問題に特化した研究、本学と地域産業・社会との連携を基礎に置く研究の推進を支援する」と明示している。これを実現するため、研究 IR、特色ある研究への研究経費支援、外部資金獲得のための取り組み、推進体制の整備を行っている。																		
分析の内容	○研究 IR の取り組み 学術・研究推進本部及び URA センターにより、本学の教員・研究者が発表した学術論文数や被引用度、科研費の申請・採択状況、受託研究・共同研究等の外部資金獲得実績、国際的な研究活動等、大学の研究力の指標となる情報を蓄積・分析している。これらは大学全体の研究戦略の企画・立案、外部資金獲得戦略等に活用し、本学の研究力の向上を図っている。 ○特色ある研究テーマに対する戦略的研究経費による支援 学内競争的研究経費である「戦略的研究経費」により、新たな研究領域の創出や国際共同研究等、研究力の強化につながる先端的研究、異分野融合研究を重点的に支援（「重点研究」）している。また、国際化や将来の発展が見込まれる「基盤研究」及び「若手研究」に対しても、事業系大型外部資金や科研費獲得増につながる支援を継続して行っている。毎年重点研究は新規・継続合わせて 5 件程度、基盤研究・若手研究は 10 件程度採択している。これらは競争的外部資金の申請への足掛かりとなり、あらたな研究シーズへの発展、研究の深化等の効果があり、かつ教員ニーズの高い事業であると教員アンケートの結果からも見てとれる。なお、各採択課題戦略的研究成果報告書を提出し、特に重点研究に関しては専門的知識を有する外部有識者による書面評価を受け、その結果はホームページにおいて公表している。 ○外部資金獲得に向けた全学的取り組み 外部資金獲得増に向けた戦略として、数値目標として、(1) 科研費申請率（目標：100%）、(2) 外部資金獲得総額（目標：過去 3 年移動平均比で毎年 5 % 増）を設定し、大学・研究科が連携して取り組んでいる。URA センターや科研費審査員経験者等による科研費申請支援実施後、教員へのアンケート結果を全学会議で共有し、教員のニーズをとらえた支援を展開している。また、URA センターを主体とし、異分野融合研究の企画立案、事業系外部資金の申請支援、他大学・研究機関等との連携・共同研究を促進する取り組み、知財申請支援・管理を実施している。 ○研究推進体制の整備 学術・研究推進本部(本部長：研究担当副学長)と研究推進課・URA センターが連携し、研究水準強化に向けた研究戦略を立案し、研究 IR、研究力強化施策の企画立案・実施、外部資金獲得戦略立案・実施、研究の国際化と若手・女性研究者支援の実施等に取り組んでいる。また、文部科学省「共同利用・共同研究拠点」に指定された研究組織（都市研究プラザ、人工光合成研究センター、数学研究所）の運営支援、2022 年開学の大阪公立大学の研究体制を見据えた全学研究組織の再編（複合先端研究機構再編、都市研究プラザと都市防災教育研究センターの統合準備）を行った。 <table><caption>外部資金獲得金額の年次推移(実績)と目標額 (億円)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>目標額</th></tr></thead><tbody><tr><td>2016年度</td><td>38.2</td><td>38.2</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>40.1</td><td>40.1</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>42.4</td><td>42.4</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>46.3</td><td>46.3</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>45.4</td><td>45.4</td></tr></tbody></table>	年度	実績	目標額	2016年度	38.2	38.2	2017年度	40.1	40.1	2018年度	42.4	42.4	2019年度	46.3	46.3	2020年度	45.4	45.4
年度	実績	目標額																	
2016年度	38.2	38.2																	
2017年度	40.1	40.1																	
2018年度	42.4	42.4																	
2019年度	46.3	46.3																	
2020年度	45.4	45.4																	
自己評価	研究 IR は、まだ試行段階であるが、本学の研究活動に係るデータを個別分析してきた結果を取りまとめ、研究活動データ集として集約している。多様な情報の蓄積・分析結果を研究戦略へのより積極的な有効活用が課題ではあるものの、外部資金獲得増加等の要因の見える化ができた。今後、研究戦略策定や研究力向上策の効果検証への活用が期待できるため、各施策の PDCA 確立が可能になった点については、評価できる取り組みと言える。外部資金獲得戦略は、数値目標を設定し、大学本部と各研究科に連携で研究分野の特色を踏まえた取り組みを実施したことで、目標以上の成果が得られている。																		
関連資料	(1) 学術・研究推進本部規程 (2) 大阪市立大学「戦略的研究」(重点・基盤・若手)採択課題一覧 (2012 年度～2021 年度分) (3) 外部資金獲得実績・産学官連携状況 (2016 年度～2020 年度)																		

Ⅲ「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

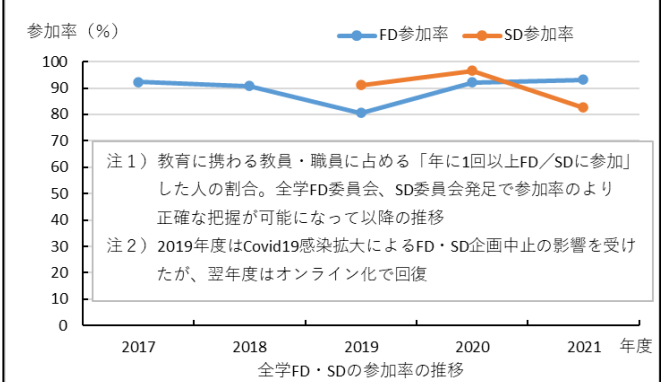
1) 特色ある教育研究の状況

本学は大阪市立大学憲章を制定し「真善美の価値判断を身につけ、英知と市民的公共性を備えた有為な人材を育成するとともに、基盤研究を重視しつつ、都市に収斂するあらゆる現代的諸問題を、人類普遍の喫緊の課題の一つととらえ、大阪市をはじめとする地域社会と連携しつつ、不断に創造的な思考を重ねていくことによって、その解決に邁進する」ことを旨としてきた。また憲章と同時に大学・教育・研究の理念と目標も定めて、教育・研究活動を行ってきた。ここではこれらの理念等を反映している5つの取り組みについて述べる。 第1は「教育改善・FD宣言に基づく、全学と各部局・部署によるFDとSDの実施と評価」である。大学憲章にある「教員は、学生の人格を尊重し、教育に関わる説明責任を果たしつつ、常に自己研鑽に努め、教育能力の向上をめざす」等の考え方や、FDという言葉が流布する以前から教職員自身が教育の研究開発に草の根的に取り組んできた本学の歴史も踏まえて、「教育改善・FD宣言」を作成した。この宣言ではFDやSDの意味を大学として定義しており、それに従って全学や部局のニーズを把握しつつ不断かつ自律的な教育改善の取り組みを積み重ねてきた。 第2に挙げた「グローバル人材育成に関する取り組み」は、大阪市立大学憲章で教育の目標として掲げた「現代人として必要な基本的教養の習得と国際感覚の練磨」を反映したものである。大学院生・若手研究者の国際発信力及び実践場面への応用力の向上を目指すInternational Schoolの取り組みや、必修科目以外においても国際教育を受けられるCOIL型授業の導入等、一般的な授業科目の提供にとどまらず、様々な角度から学生の学修をサポートして、グローバル社会で活躍できる人を育成する体制を整備している。 第3の「人権教育」は、大学憲章で大学の目指すべき姿として「平和・自由・平等・人権」を掲げた本学の、歴史ある教育の一つである。1973年に活動を開始した同和問題研究室を発展的に継承した人権問題研究センターは、人権問題の解決に研究・教育を通じて貢献してきたが、その人権問題研究センターを中心に展開される教育群で、毎週	金曜日の午前中には、全学共通教育科目として人権問題を取り扱う科目を開講し、できる限り多くの学生が受講できるように、他の専門教育科目等を同じ時間帯に開講しないよう時間割を調整する等、全学をあげた推進を行っている。 第4には、都市における災害対策の一環として、学生及び大阪市民の防災士資格取得促進とその活用を有機的に連携させる「防災教育プログラム（防災士養成）」を挙げた。これは、大学研究並びに本学の研究の基本方針の一つである「都市が抱える様々な課題に取り組み、成果を都市と市民に還元し、地域社会の発展に寄与」に鑑み、防災教育を通じて研究成果を地域への還元を行っているものである。単位取得だけが目的ではなく、社会課題である防災に主体的関与を促し、地域に根差した活動を通し、研究の成果を地域に還元している。 第5には「女性研究者支援」を挙げた。本学では女性研究者支援にも力を入れ、ニーズ調査に基づく環境整備を基礎としながら、育児環境の整備や女性研究者へのインセンティブ付与、表彰制度の導入等を行い、女性研究者が活躍できる場を広げている。本学の憲章及び理念を制定した際にはまだ、女性研究者支援が明確に意識されていたわけではなかったが、本取り組みは「平等・人権」を大学の目指すべき姿として掲げた本学の憲章や、「市民とともに、都市の文化、経済、産業、医療などの諸機能の向上を図り、真の豊かさの実現をめざす」という大学の理念に大いにかなうものである。 なお今回基準3において取り上げている5項目からも分かるとおり、本学では研究科だけではなく、各種センターや支援室が主となっている取り組みも活発であり、本学の特色・強みとなっている。研究成果を都市と市民に還元するという、本学の理念にもつながっており、今後より一層の発展的な取り組みを行っていく。
--	--

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	教育改善・FD宣言に基づく、全学と各部局・部署によるFDとSDの実施と評価	45
2	グローバル人材育成に関する取り組み	46
3	人権教育	47
4	防災教育プログラム（防災士養成）	48
5	女性研究者支援	49

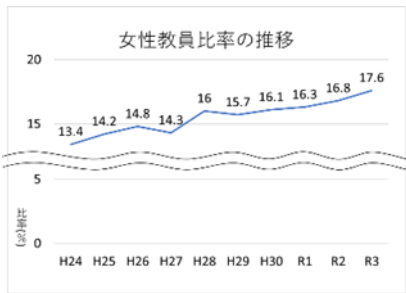
3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	教育改善・FD 宣言に基づく、全学と各部局・部署による FD と SD の実施と評価
取組の概要	2011 年策定の「大阪市立大学教育改善・FD 宣言」で FD を「質の高い教育活動を維持し、教育力の一層の向上に資するための、教員団を中心とする構成員の自律的で組織的な改善の活動」と定義し、教員・大学経営層・職員・学生をその主体とした。大学教育研究センター主催の全学 FD・SD 事業と各部局の FD を毎年行い、全学委員会では実施状況等について取りまとめ、情報交換もしている。また教員の意識調査も実施して、教員がより自律的・効果的に教育活動に取り組めるよう環境整備に努めている。
取組の成果	○全学 FD 委員会と全学 SD 委員会の設置 本学では古くから草の根 FD が行われ、教育改善・FD 宣言も策定されていた。また大学教育研究センターを設置して専任・兼任研究員を置き、FD や教育のあり方を、研究マインドをもって議論してきた。但し、同センターは FD の推進組織そのものではないため、2019 年度に全学 FD 委員会を発足させ、全学 FD 事業への部局ニーズの反映や、全学的な情報交換・実施状況及び参加率の把握を可能にした。同年に全学 SD 委員会も設置して全学 SD 方針も策定し、教職協働による FD・SD 事業も行うようになった。またこれら委員会の設置により、取り組みの継続的な実施がより明確に担保されることになった。全学 FD・SD 事業は多人数型（教育改革シンポジウム、FD 研究会）と少人数型（FD ワークショップ、大学教育研究セミナー）が毎年開催され、近年は大阪府立大学の FD とも相互参加してきた。部局 FD の一部には、大学教育研究センターが講師派遣等の協力をすることもある。 ○FD・SD 活動の評価 1. 教職員の FD・SD 参加率 FD と SD への教職員の参加率の推移は、図 1 のとおりである。参加の強制は原則として行っていないが、参加率は 80～90%程度の高い水準である。 2. 教育改善・FD に関する教員調査（教員意識調査）の実施 教員を対象に「教育・FD に関する調査」を行っている（2003、2011、2017、2021 年度に実施）。この調査は当初、大学教育研究センターが始めたものだが、2015 年の第 2 期認証評価受審を契機に、学生調査や院生調査と併せて、教育推進本部が教育評価計画に従って、本学での学習・教育の状況を把握するために実施する調査の 1 つに位置付けた。6 年に一度程度の実施を予定したが、コロナ禍に見舞われたのを受けて 2021 年度にも実施した。報告書作成や全学会議・全学 FD での報告を通じて、調査結果の共有・活用も図ってきた。例えば 2017 年調査で、e-Learning を活用したい教員が前回調査より増えて 4 割に上ったこと等から、翌年に Learning Management System を導入、利用方法のワークショップも行った。LMS はコロナ禍で全教員が活用し、「コロナ後も活用したい」との意見も寄せられた。 3. 法人評価委員会等の外部からの評価 中期計画・年度計画に上記取り組みは記載され（主に No. 38）、実施状況の自己点検を行ってきた。毎年、達成水準を満たしたとの自己評価をし、法人評価委員会及び経営審議会で確認された。また 2016 年度には、上記取組を含む事業が文科省 AP 事業に採択され、事後評価でも S 評価を獲得するなど高く評価された。  注 1) 教育に携わる教員・職員に占める「年に1回以上FD/SDに参加した人の割合。全学FD委員会、SD委員会発足で参加率のより正確な把握が可能になって以降の推移 注 2) 2019年度はCovid19感染拡大によるFD・SD企画中止の影響を受けたが、翌年度はオンライン化で回復 全学FD・SDの参加率の推移
自己評価	大学憲章や教育理念を踏まえて FD と SD を定義し、教職員の自律的な教育改善を、委員会等を通じて組織的に支援してきた。また参加率や教員の意識を把握して、教員のニーズに寄り添った FD 企画実施や教育環境づくりをしてきた。AP 事業の各種評価及び法人評価等でも高い評価を受けている。
関連資料	(1) 教育改善・FD 宣言、(2) 2021 年度の全学 FD の記録（『大阪市立大学 大学教育』第 19 巻）、(3) 2020 年度の部局 FD 報告一覧（全学 FD 委員会資料）、(4) 全学 FD 委員会規程と全学 SD 委員会規程、(5) 全学 SD 方針、(6) 第 19 回 FD 研究会「全学・部局の教育改善・FD の歩みと今後の展望」、(7) 教育・FD に関する教員調査の報告書（2019 年 3 月発行）、(8) AP 事業総括シンポジウム報告「教学 IR 推進チーム報告」、(9) 2020 年度オンライン授業についてのアンケート調査

タイトル (No. 2)	グローバル人材育成に関する取り組み
取組の概要	大学院教育における海外発信力を向上する International School (以下、IS)や、2018 年度の「大学の世界展開力強化事業」採択事業(以下、本採択事業)として ICT を利用し海外の大学と協働授業を行う Collaborative Online International Learning (以下、COIL)の学内外への推進、及び社会的課題を新しい商品やサービス・制度の導入により解決する Social Innovation (以下、SI)を担う人材育成を海外の学生とともに進めている。
取組の成果	本学では「人類の幸福と発展に貢献するため、さまざまな分野において指導的役割を果たし、社会で活躍する人材を育成する」ことを大学憲章で謳っている。専門性、社会的課題の解決に必要なスキル、語学力を兼ね備えた人材の養成を目的として、下記のパログラムを展開している。 【IS の取り組み】文部科学省大学院教育改革支援プログラム「国際発進力育成インターナショナルスクール」(2007 年～2008 年)及び日本学術振興会「若手研究者等海外派遣プログラム」(2010 年～2013 年)の成果を引き継ぎ、大学院生と若手研究者の国際発信力と実践場面への応用力の向上を目指している。英語によるアカデミックライティングやプレゼンテーション能力を涵養するプログラムを設け、イリノイ大学アーバナシャンペーン校との交流事業を一つのゴールとした教育を行っている。2014 年以降 2020 年までに 11 名の大学院生と若手研究者が渡米し研究報告を行った。 【COIL の取り組み】COIL 型教育は留学のように時間的、金銭的負担をかけることなく行える国際教育であり、特にアクティブラーニング型の授業や PBL 型の授業等をグローバルな視野で学ぶ機会を提供できる。2014 年に全学的に海外大学との COIL 型教育を進めるため Skype 教育ワーキンググループが発足し、2015 年から経済学部で開始した。2018 年には本採択事業として COIL 推進室を設置し本格的に学内外への普及を進め、右のグラフのとおり受講者数と連携先大学が増えている(連携大学一覧はこちら)。本学の全学共通科目、専門教育科目、副専攻科目のいずれの授業でも COIL 型教育が取り入れられるようになり、2021 年度は 8 科目 12 クラスで COIL 型教育を実施した。受講生のアンケートによると、海外の学生と協働することによる視野の広がりを実感するとともに、海外の大学生の学習に対する熱意に影響され、英語学習へのモチベーションも高まること明らかにしている。 【SI コースの取り組み】SI コースは採択事業として 2019 年に開設した短期留学及び長期留学の拡充を伴う国際教育プログラムであり、2022 年度からは GC 副専攻と合併し GC・SI 副専攻として提供している。このコースの中核となるのが 2 週間の SIGLOC(SI 研修)である。SIGLOC は米国もしくは日本で実施する短期留学プログラムで、いずれも本学と海外の学生がともに学ぶ。2018 年度に開始し 2020 年からはコロナ禍のためオンラインで実施するとともに受講生を世界中の大学生に広げた。これまで実施した SIGLOC の修了学生及び修了学生が在籍する大学の累計数は上のグラフのとおりである。2020 年度からは英語のみで履修できる 1 セメスター7 科目、16 単位からなる長期留学生受入コースも開設した。今後、このコースでの受入を前提として海外の大学と交換留学協定を締結し留学生の多様化を図るとともに、本学学生の留学機会を提供していく。
自己評価	IS は文学研究科で開始した後、他の研究科にも対象を広げた上で、それら研究科の英語教育を組み入れて教育効果の向上を図っている。COIL は着実に学内普及が進むとともに対象国と連携大学が増加している。国際教育とそれ以外の区別なく、普遍的に海外大学との協働を取り入れることで高等教育の価値を高めている。以上のように、多くの学生に IS、COIL 型教育、SI コースという多様な方法で質の高いグローバル人材育成を行っており、また、それぞれ質と量の両面で向上が図られている。
関連資料	(1) 日本学術振興会「大学の世界展開力強化事業」2018 年度選定事業一覧 (2) 大阪市立大学 COIL 事業ホームページ

タイトル (No. 3)	人権教育																
取組の概要	本学の人権教育は、1968年の「社会計画論(1)」(1970年より部落問題論)開設に端を発し、人権問題研究センター(前身同和問題研究室)を主担とし、全学共通教育において全国でも有数の多様な人権課題をテーマにした科目を拡充してきた。また時機に応じて講義科目を再編し、後述のように大学院共通教育「人権問題論」の開講に加え、「人権副専攻コース」を新設し、講義科目だけでなく、アクティブラーニングを中心とした教育体制を整えて人権教育の質的向上と量的拡大に務めた。																
取組の成果	○全学共通教育講義科目の提供 大阪市立大学憲章は「平和・自由・平等を求め、人権を尊び、不正義や差別を廃する」ことを、基本姿勢として示している。これをカリキュラムとその運営体制として具体化したものが、全学共通教育における人権教育である。最初の開講は1970年以前に遡るが、2021年度は17科目(講義科目15、演習2)を提供している(関連資料1)。科目の数と質の多様性を確保するため、人権問題研究センター専任研究員の他、兼任研究員や非常勤講師の協力も得て開講している。 全学的な検討と継続的な科目提供を可能にするために、(1)人権問題研究センター研究員会議における専任・兼任研究員による審議、(2)同センターから全学共通教育教務委員会に委員を選出、(3)全学共通教育カリキュラムの中に『社会と人権』という「主題」を設けて、カリキュラム上の位置づけと非常勤講師予算の確保等を行ってきた。また、専任教員による会議において非常勤も含めて担当教員は毎学期後に一度、教員同士で授業課題を検討する他、研究会「サロン de 人権」において新しい教育方法を検討する機会を設け、近隣の各大学の人権教育担当教員とも情報交換をしている。(関連資料2) また、近年の国内外の動向等も踏まえて、より充実した人権教育カリキュラムとするため、大学院教育や副専攻についても新たに取り組んできた。 ○大学院共通教育「人権問題論」の開講 社会でリーダーシップを担う大学院学生に対して、国際人権基準に即した人権問題対応能力を獲得させることを目標に、学部・大学院教育教務委員会の議を経て2020年度より開講している。 ○人権副専攻コースの開設 近年、人権研究コースが世界各国の大学院で開設され、国際的な仕事に就く人も増えている。そこで、国際人権基準の人権問題理解を深め、問題解決に向けた市民活動について学び、人権問題解決提案をする能力の獲得を目指した、人権副専攻を、2021年度に開設した。2019年度から2年間の試験期間を経て、全学副専攻教務委員会です承された。人権副専攻では、フィールドワークやインタビュー調査等のアクティブラーニングを取り入れ、学術交流協定先等から国内外の研究者や実践家を招きワークショップも行っている。(関連資料3) ○人権関連の総科目数推移 近年の科目数の変遷はグラフの通り増加傾向にあり、より多くの学生に授業を提供できている。 <table border="1"> <caption>科目数推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>科目数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> 履修モデル 「人権問題研究演習2」【必修2単位】 人権問題の解決のために発信事業を企画・運営します 「人権問題研究演習1a」「人権問題研究演習1b」【必修2単位】 インターンシップ・フィールドワーク・ワークショップ・ピア学習などを組み合わせた人権課題について徹底的に理解し、解決のための方策を実践から学びます ワークショップと講義で学ぶ人権基礎講座【必修2単位】 国際人権基準から人権問題を理解します 人権関連科目 選択必修【6単位以上】 このほかに、フィールドワークやインターンシップなどの課外活動や、授業時間外の学びの場が提供されます	年度	科目数	H27	16	H28	16	H29	16	H30	15	R1	18	R2	19	R3	20
年度	科目数																
H27	16																
H28	16																
H29	16																
H30	15																
R1	18																
R2	19																
R3	20																
自己評価	コロナ禍の影響か、ここ2年間は共通教育科目の受講者数が減少傾向にあるが、各科目の受講生の理解度の深まりを研究会「サロン de 人権」で確認している。大学院共通教育では6人程度の少人数クラスになっていることが課題である。副専攻科目は初年度のため履修生は少人数だが、手厚い指導が可能である。また、コロナ禍でフィールドワークができないが、Zoomの活用、インタビュー調査、海外の研究者や実践家を招待するワークショップ等により、受講生のモチベーションは高い。																
関連資料	(1) 2021年度 人権関係科目一覧 https://www.rchr.osaka-cu.ac.jp/lecture/ (2) 研究会：オンライン授業と人権教育 https://www.rchr.osaka-cu.ac.jp/workshop/ (3) 副専攻(2020年度修了学生生活動報告) https://www.rchr.osaka-cu.ac.jp/lecture/submajor.html																

タイトル (No. 4)	防災教育プログラム（防災士養成）
取組の概要	本学の前身である大阪商科大学の開学理念「都市を基盤とし、独自の学問研究を推進し、市民生活の指導機関としての大学を目指す」を継承し、旧法人第二期中期計画の重点三戦略として「都市のシンクタンク、『都市科学』分野の教育・研究・社会貢献」を掲げた。この理念と方針に沿い、都市における災害対策の一環として、防災人材育成のため、分野横断的教育研究組織である都市防災教育研究センターは「コミュニティ防災人材育成プログラム」という一連のプログラムを展開し、全学共通教育科目、副専攻科目を通じて実践している。プログラムの一部は本学が認定されている日本防災士機構研修機関の防災士養成講座として提供し、本学学生のみならず大阪市民の資格取得も促進している。
取組の成果	○コミュニティ防災人材育成プログラムの概要 2015 年設立の本センターは東日本大震災を契機に都市型総合大学としての本学の特性を生かした分野横断組織であり、都市に共通する課題である災害対策に関して、学際的な教育研究を展開している。センターに所属する兼任教員の研究成果を大学教育により還元させることを狙って、防災人材育成プログラムを開発した。プログラムは全学共通科目「コミュニティ防災」、CR（地域再生）副専攻科目と、地域住民への独自の実践的演習から構成される。これらの教育手法は JST 科学技術コミュニケーション推進事業（2015～2017 年度）、JST 創造研究推進事業（2020～2023 年度）に採択された。
	○コミュニティ防災人材育成プログラムの特徴 プログラムの推進において、全学共通科目「コミュニティ防災」を開始する際、本学は特定非営利活動法人日本防災士機構の認定研修機関となり、単位取得により防災士受験資格の一部を満たすようにした。学生にとって防災を学ぶ目的が単位取得に留まらず、社会課題である防災に対して主体的な関与を促す効果を狙っている。科目担当者は本学教員の他、大阪市の防災関係部署の職員も含まれ、最新の研究成果や災害行政経験に基づく講義を提供している。CR 副専攻では被災地（宮城県・兵庫県）や南海トラフ地震が懸念される地域（和歌山県）でフィールドワークを展開し、現場の実践者、行政職員、住民等と地域における防災の課題を体感する形態をとっている。独自の実践的演習「コミュニティ防災教室」は大阪市の複数区と連携し、地域防災のステークホルダーと協働した市民向けの実践的な内容である。一連のプログラムにおいて大阪市立大学の防災に関心のある学生の主体的な参加を促し、コミュニティ防災人材としての知識と技能を涵養している。
	○コミュニティ防災人材育成プログラムの成果 全学共通科目「コミュニティ防災」の受講生のうち、単位取得が目標であった者が防災という社会課題への貢献を認知し、資格取得を目指す場合もある。防災士資格取得学生の有志が「大阪市立大学防災士クラブ」を結成し、地域の防災イベント出展や地域の学童保育での出前授業に発展した事例もある。CR 副専攻では、入門科目の地域実践演習からアゴラセミナーという上位科目を履修した学生は 2015～2020 年で 32.3%にのぼる。「コミュニティ防災教室」では、防災に対する知識、技能、行動の変化を事前事後調査で把握している。その結果、知識、技能は向上し、他者への働きかけ等の行動の変化が生じたという結果が得られている。
自己評価	本プログラムは資格取得を含む講義形式による知識の修得、フィールドワークにおける住民や行政職員との交流と現場での課題発見・解決能力の涵養、学外者との共同作業等により、公立大学が育成する人材像に合致する防災人材育成を進めてきた。学生にとっては防災の観点から、複合化社会の課題発見と解決手法を学ぶ機会である。また、地域社会の防災力向上に直結する社会人教育により防災人材育成を進め、その人材と大学研究者及び学生が協働し、大学の地域貢献活動の大きな成果となっている。本プログラムは JST の研究開発事業に 2 回採択され、さらなるプログラムの進展につながっている。
関連資料	(1) 大阪市立大学都市防災教育研究センターホームページ https://www.cerd.osaka-cu.ac.jp/ (2) JST SOLVE for SDGs https://www.jst.go.jp/ristex/solve/index.html

タイトル (No. 5)	女性研究者支援																						
取組の概要	全学的な取り組みとしては、2012年11月に女性研究者支援室を開設し、室長、コーディネーター、事務職員を置いて女性研究者支援を開始した。2013年度に文部科学省・JSTの「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」に選定され3年間取り組んだ。さらに、2017年度には後継事業である「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」に代表機関として選定され、大阪教育大学、和歌山大学、積水ハウス株式会社とともに2022年度までの6年間の事業を推進している。																						
取組の成果	○取り組みの背景と詳細 国の男女共同参画社会基本法が制定されたこと、2010年に女性教員対象に行ったアンケート、本学の女性教員比率が少ない状況等を踏まえ、2015年10月に「大阪市立大学男女共同参画推進宣言」を制定し、男女共同参画社会の実現に積極的に寄与することを宣言した。これを実現する方策として「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」では5つの柱を設定して事業に取り組んだ。第1は女性研究者に対する支援体制、相談体制の確立で、男女共同参画担当副学長の任命の他、相談窓口設置、女性教員限定募集へのインセンティブ付与である。第2は教育研究環境の整備で、研究支援員制度の開始や女性研究者ネットワークシステムの運用等である。第3は出産育児環境の整備で、従来の学内保育所の活用に加えて保育サポート事業として、夜間、休日、あるいは病児、病後児、学童保育利用料の補助事業等である。第4は学内の意識改革で、各種シンポジウムやセミナーの実施とアンケート調査による改善である。第5は次世代の研究者育成啓発活動で、大学院生等の女性若手研究者の顕彰を含む女性研究者表彰制度「岡村賞」の創設、ロールモデル集の発行等である。 さらに、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」の事業では共同研究プラットフォームの構築により、文部科学省の女性研究者支援事業への参加が少なかった南近畿圏の研究機関と連携して共同研究を促進し、女性研究者の研究力向上、上位職登用促進の他、海外連携を深めて国際リーダー育成を目指す狙いがある。この事業の3つの柱の第1はダイバーシティ研究環境整備で、上記のように従来実施してきた研究支援員制度の継続、保育サポート事業に加えて、介護相談窓口の開設等ライフイベントに対応する取り組みの拡充を行った。第2は研究力向上・リーダー育成で、女性研究者が代表者となる連携型共同研究の実施、外国語論文の校閲、翻訳費用助成等多岐に渡る。第3は上位職登用促進で、女性管理職のキャリア研修や管理職研修の他プロモーションメンター制度の導入を行った。 ○取り組みの成果 2012年に13.4%だった女性教員比率が2021年には17.6%に上昇した（下図参照）。人数としては95人から129人へと34人の増加である。また、上位職登用の指標である女性教授比率は10.7%から14.0%への上昇で、人数は32人から41人への増加であった。また、取り組みの普及の観点からは、事業参画の4機関、奈良県内の5大学及び南大阪地域大学コンソーシアムが参画する南近畿女性研究者支援ネットワークを形成し、連携型共同研究の輪を広げた他、各種イベントや各機関の好事例の共有等を行うことが可能となった。連携型共同研究に採択された女性研究者からは「自身の分析技術が向上した」「共同での外部資金応募につながった」との声があった。なお、2021年度から大阪商工会議所が同ネットワークに加わり、産学連携を一層進めている。国際力強化については、ウィスコンシン大学、ユニバーシティカレッジロンドン、ベルリン自由大学等との連携が得られた。  <table border="1"> <caption>女性教員比率の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>13.4</td></tr> <tr><td>H25</td><td>14.2</td></tr> <tr><td>H26</td><td>14.8</td></tr> <tr><td>H27</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>H28</td><td>16</td></tr> <tr><td>H29</td><td>15.7</td></tr> <tr><td>H30</td><td>16.1</td></tr> <tr><td>R1</td><td>16.3</td></tr> <tr><td>R2</td><td>16.8</td></tr> <tr><td>R3</td><td>17.6</td></tr> </tbody> </table>	年度	比率 (%)	H24	13.4	H25	14.2	H26	14.8	H27	14.3	H28	16	H29	15.7	H30	16.1	R1	16.3	R2	16.8	R3	17.6
年度	比率 (%)																						
H24	13.4																						
H25	14.2																						
H26	14.8																						
H27	14.3																						
H28	16																						
H29	15.7																						
H30	16.1																						
R1	16.3																						
R2	16.8																						
R3	17.6																						
自己評価	支援事業開始以降着実に女性研究者比率や上位職としての教授比率が上昇している。また、事業における取り組みの南近畿圏への普及や国際力強化のための海外機関との連携も着実に進んでいる。さらに、「くるみん認定」（2016年度）、2015年度から2021年度までの3期連続「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証、同市長表彰（2015年度）、2021年度の憲法記念日知事賞受賞、第8回澤柳政太郎記念東北大学男女共同参画賞受賞等から、女性研究者支援への成果好評価が得られたと考えている。																						
関連資料	(1) 「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」ホームページ (2) 大阪市立大学男女共同参画推進宣言 (3) 事業報告書 2019																						